

平成24年度
情報公開・個人情報保護
制度運用状況報告書

平成25年8月

宮崎市

目次

I	情報公開制度の概要	1
1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	不服申立てに関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7
II	情報公開制度の運用状況	8
1	利用状況	8
2	公開請求の状況	8
3	不服申立ての状況	12
4	情報提供の状況	12
III	個人情報保護制度の概要	13
1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	不服申立てに関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19
IV	個人情報保護制度の運用状況	20
1	開示請求等の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	不服申立ての状況	21
5	事務の届出状況	22
V	資料	23
1	情報公開請求申出の内容と処理状況（平成24年度）	23
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成24年度）	84
3	情報公開関係例規	89
4	個人情報保護関係例規	102

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、すべての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができます。

ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く）

ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

(8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 不服申立て

請求の決定について、不服申立てがあった場合には、実施機関は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとします。

なお、不服申立ての受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、不服申立てや行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続きが定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

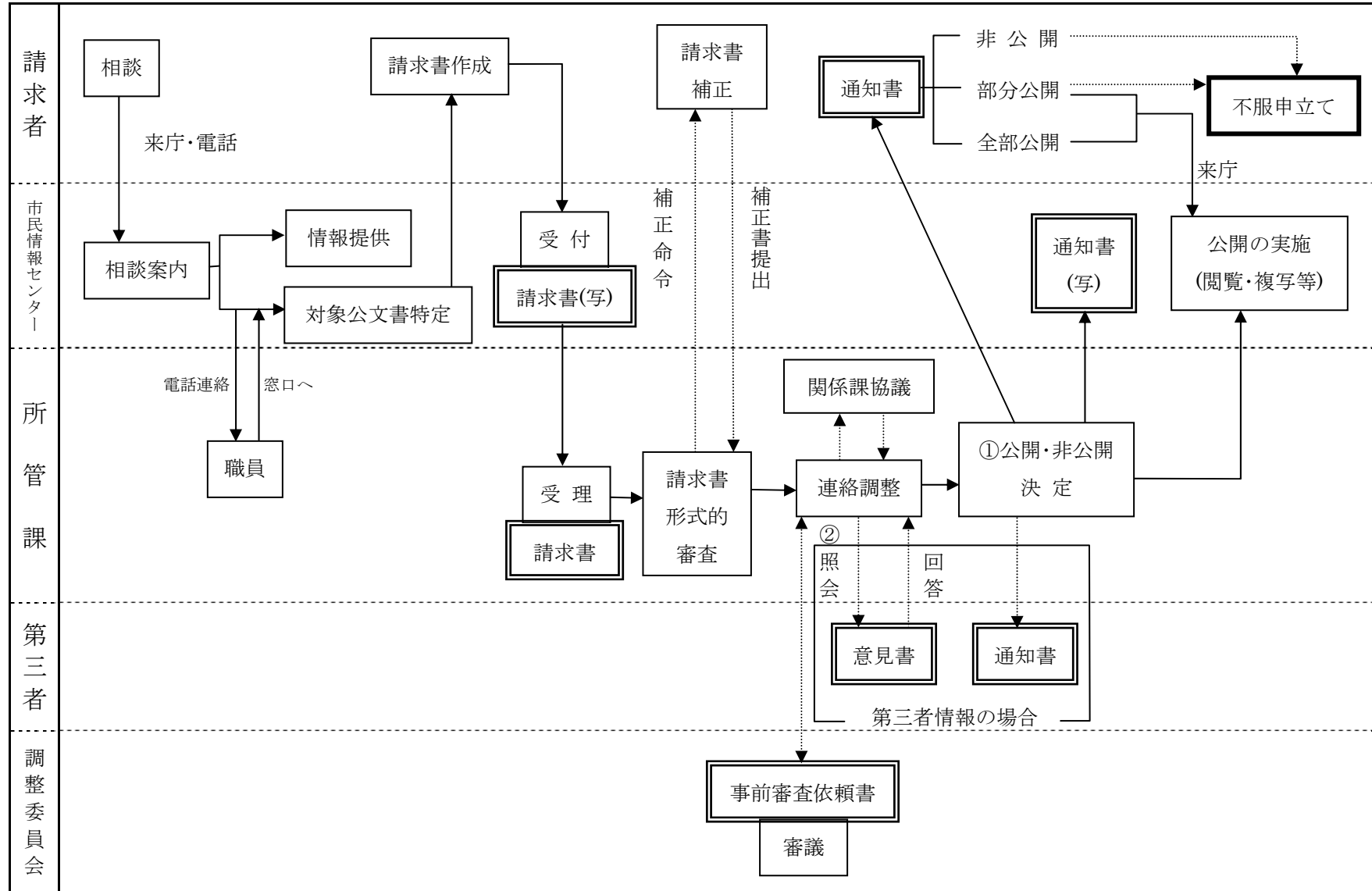
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

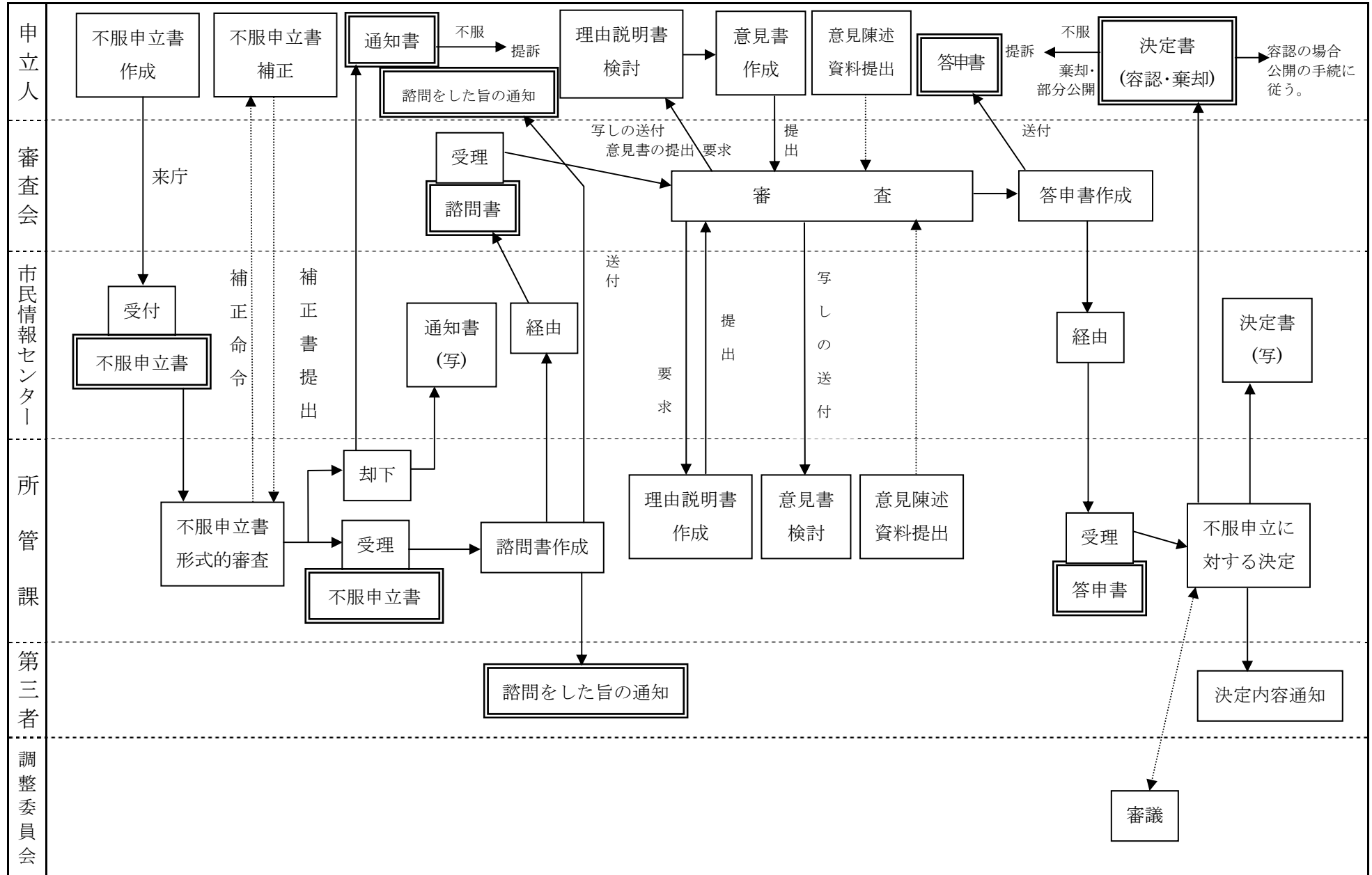
3 公開請求に関する事務の流れ



※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

- ① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。
- ② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

4 不服申立てに関する事務の流れ



5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究および条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表および学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開および新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、 庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 利用状況

宮崎市の情報公開制度は、平成11年7月1日、市民情報センターを開設し、制度としてスタートしました。

市では、市民情報センターにおいて公文書の公開請求の相談や受付、案内を行うほか、国、県および本市が発行した行政資料等を備え、情報の提供に努めています。

表1 利用状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度
公文書公開請求（申出）件数	632	529	404
うち写しの交付件数	564	358	367

2 公開請求の状況

(1) 請求件数

平成24年度における公文書公開請求申出件数は632件です。

公開請求の主な内容は、契約に関する公文書、建築計画に関する公文書などとなっています。

表2 公開請求（申出）件数

	平成24年度	平成23年度	平成22年度
公開請求	471	316	258
公開申出	161	213	146
合計	632	529	404

(2) 公開請求（申出）に対する処理状況

平成24年度における公開請求に対する処理内容は、次のとおりです。

なお、公開請求（申出）に対する公開度の目安となる公開率は、96.8%です。

$$\text{公開率} = \frac{\text{公開} + \text{部分公開}}{\text{公開} + \text{部分公開} + \text{非公開（不存在含む）}} \times 100$$

表3 公開請求の処理状況

	平成24年度			平成23年度			平成22年度		
	請求	申出	合計	請求	申出	合計	請求	申出	合計
公開	242	50	292	165	119	284	152	85	237
部分公開	202	107	309	139	87	226	94	46	140
非公開	19	1	20	8	7	15	6	9	15
うち不存在	12	1	13	6	7	13	0	1	1
取下げ	8	3	11	4	0	4	6	6	12
合計	471	161	632	316	213	529	258	146	404

(3) 公開請求(申出)に対する処理状況

平成24年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表4 平成24年度 実施機関別請求(申出)件数および処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	503	79.6%	請求	166	168	15	8	6	355	1
			申出	39	105	1	1	3	148	0
			計	205	273	16	9	9	503	1
教育委員会	14	2.2%	請求	11	3	0	0	0	14	1
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	11	3	0	0	0	14	1
選挙管理委員会	3	0.5%	請求	0	0	2	2	1	3	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	2	2	1	3	0
固定資産評価審査委員会	7	1.1%	請求	1	4	2	2	0	7	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	4	2	2	0	7	0
上下水道事業管理者	98	15.5%	請求	62	25	0	0	0	87	0
			申出	10	1	0	0	0	11	0
			計	72	26	0	0	0	98	0
消防長	3	0.5%	請求	1	0	0	0	0	1	0
			申出	1	1	0	0	0	2	0
			計	2	1	0	0	0	3	0

議会	4	0.6%	請求	1	2	0	0	1	4	1	
			申出	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	2	0	0	1	4	1	
計	632	100.0%	請求	242	202	19	12	8	471	3	
			申出	50	107	1	1	3	161	0	
			計	292	309	20	13	11	632	3	

※監査委員、農業委員会、公平委員会はなし。

(4) 請求者の内訳

平成24年度における公文書公開請求（申出）者の内訳は、次のとおりです。

表5 平成24年度 請求（申出）者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	159	33.8%	32	19.9%	191	30.2%
市内に事務所等を有する者	265	56.3%	6	3.7%	271	42.9%
市内の事務所等に勤務する者	43	9.1%	3	1.9%	46	7.3%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
その他の申出	2	0.4%	120	74.5%	122	19.3%
合計	471	100.0%	161	100.0%	632	100.0%

(5) 非公開理由の適用状況

非公開（部分公開を含む。）となった事案の理由別内訳は、表6のとおりです。（公開請求(申出)のうち部分公開及び非公開となった408件の内訳）

表6 平成24年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	1	0.3%
条例第7条第2号 個人情報／個人に関する情報	231	56.6%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報／法人等に関する情報	98	24.0%
条例第7条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	3	0.7%
条例第7条第5号 意思形成過程情報／審議、検討又は協議に関する情報	0	0.0%
条例第7条第6号 事務事業執行情報／事務事業執行情報	47	11.5%
条例第7条第7号 国等協力関係情報／－	0	0.0%
条例第9条 公文書存否情報	1	0.3%
不存在（一部不存在含む）	27	6.6%
合計	408	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

3 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができます。

平成24年度においては、不服申立てはありませんでした。

4 情報提供の状況

(1) 行政資料の提供

市民情報センターには、市が作成および取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっています。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応しています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正の請求に対する決定について、不服申立てがあった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行わなければなりません。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べるこ

とができます。

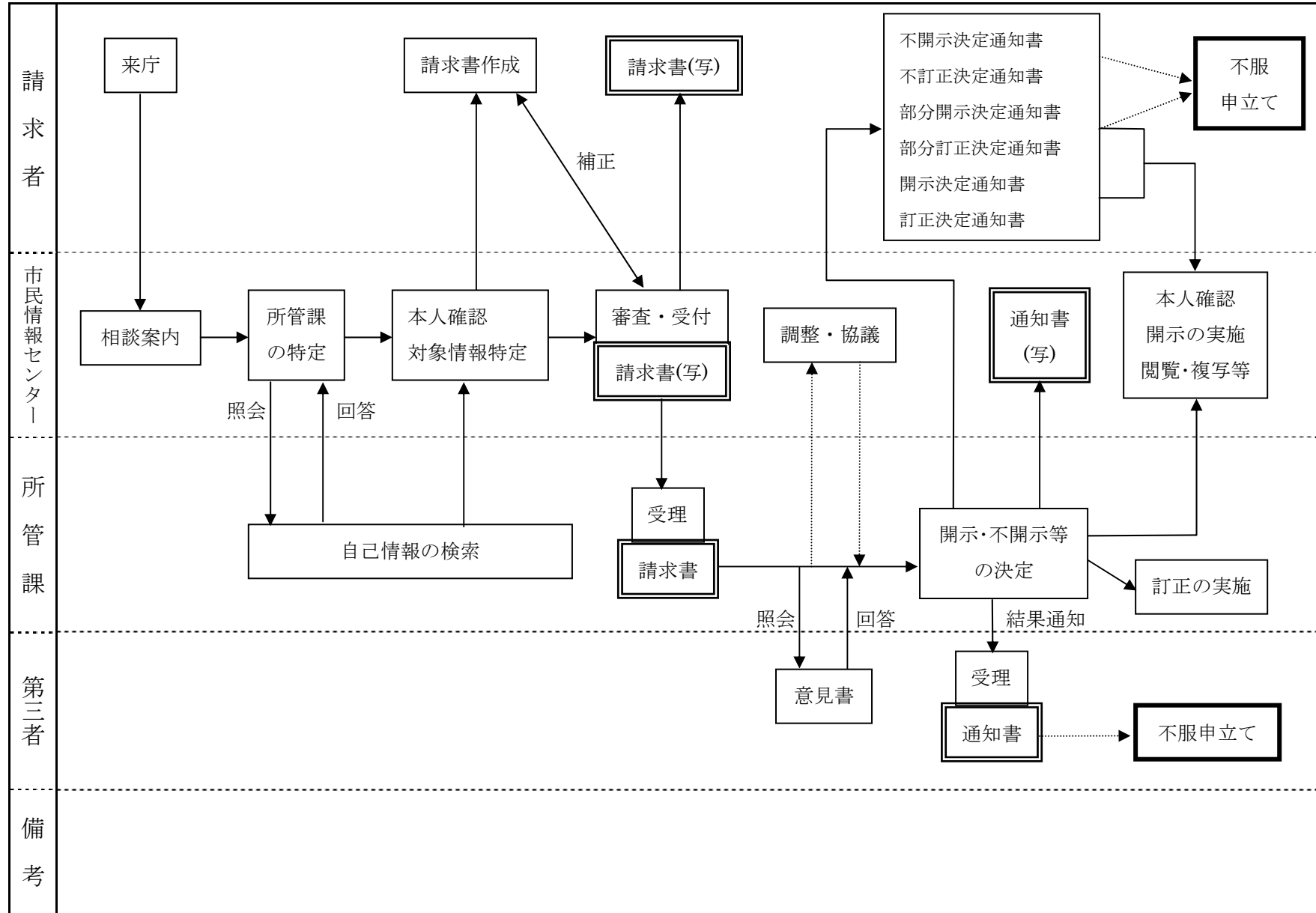
(13) 是正の申出

- ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用及び提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の取扱いに是正の申出をすることができます。
- イ 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出に対する処理を行わなければなりません。

(14) 事業者が保有する個人情報の保護

- ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。
- イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求等の件数及びその処理状況

平成24年度における個人情報の開示請求件数は59件であり、その処理状況は開示31件、部分開示20件、不存在7件、取下げ1件となっております。

なお、訂正・削除の請求及び是正の申出はありませんでした。(表1参照)

表1 平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ
59	31	20	7	7	1

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

平成24年度における実施機関別の請求件数は、市長59件でした。(表2参照)

表2 平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

実施機関		処理状況					
		請求件数	開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ
市長	企画財政部	1	0	1	0	0	0
	総務部	6	6	0	0	0	0
	税務部	16	13	1	2	2	0
	地域振興部	20	7	11	2	2	0
	佐土原総合支所	0	0	0	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0	0	0	0
	環境部	0	0	0	0	0	0
	福祉部	9	2	6	0	0	1
	健康管理部	3	0	0	3	3	0
	農政部	0	0	0	0	0	0
	観光商工部	0	0	0	0	0	0
	建設部	0	0	0	0	0	0
	都市整備部	4	3	1	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0	0	0	0
	出納室	0	0	0	0	0	0

実施機関	処理状況					
	請求件数	開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	59	31	20	7	7	1

3 不開示理由の適用状況

条例第15条各号のいずれかに該当し、又は公文書不存在により不開示となった事案の理由別内訳は、表3のとおりです。(部分開示、重複含む)

表3 平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

不開示理由	該当件数
第1号 法令秘情報	0
第2号 評価等情報	0
第3号 事務事業執行情報	6
第4号 公共安全保護情報	0
第5号 国等協力関係情報	0
第6号 第三者情報	8
第7号 未成年者等保護情報	0
不存在	14
合計	28

4 不服申立ての状況

行政不服審査法に基づく不服申立てについて、平成24年度は表4のとおりであり、現在も継続審査中です。

表4 平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

区分	提起 年月日	内容	受付 機関	諮問・答申 年月日
				答申内容
異議 申立	平成24年 1月26日	宮崎市長の平成23年12月20日付け 開示の申立人に関する個人情報「生活 保護ケース記録票」の部分開示につい て	市長	平成24年2月16日 諮問
				平成24年8月16日 答申 実施機関が不開示とした 箇所の部分的開示

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、表5のとおりです。

表5 平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	0	1	0
	総務部	0	0	0
	税務部	0	0	0
	地域振興部	0	0	0
	佐土原総合支所	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0
	環境部	1	0	0
	福祉部	0	0	0
	健康管理部	11	3	9
	農政部	0	0	0
	観光商工部	0	0	0
	建設部	1	0	0
	都市整備部	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0
	出納室	0	0	0
	教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	
公平委員会	0	0	0	
監査委員	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	
上下水道事業管理者	0	0	0	
消防長	0	0	0	
議会	0	0	0	
合計		13	4	9

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況（平成24年度）

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/2	請求	宮崎市上下水道局の給水装置工事承認申請書		4/6	公開		給排水設備課
2	4/3	請求	下記文書に係る書面及び登記簿謄本(写)「添付書類」 宮崎市〇〇〇番地の土地の沿革及び建物の沿革		4/10	部分公開	不存在	資産税課
3	4/3	請求	道路台帳など作成した業者名・所在地及び契約書		4/6	公開		道路維持課
4	4/3	申出	昭和58年3月 宮崎市道路台帳 市道545及び市道32に囲まれた地域 (宮崎市〇〇〇番地)			取り下げ		道路維持課
5	4/4	申出	宮崎市内で平成24年3月1日から平成24年3月31日までに新規で飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 【項目】 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く		4/9	公開		保健衛生課
6	4/4	申出	宮崎市内で平成24年3月1日から平成24年3月31日までに新規で飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 【項目】 ・屋号 ・申請者氏名 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く		4/9	公開		保健衛生課
7	4/4	申出	昭和56年 宮崎市現況図(90-80、90-81)		4/11	公開		都市計画課
8	4/5	請求	特定保健指導公募の時、業者に対する障壁(2年間の経験)を設けているが、その理由、経緯、決裁の時の書類が分かる全部のもの			取り下げ		国保年金課
9	4/5	請求	①宮崎市交通安全推進協議会総会資料 ②宮崎地区地域安全協会規約		4/16	公開		生活安全課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
10	4/6	請求	宮公第 248 号(平成 24 年 3 月 12 日付) 「公園愛護会資産移譲のお願い」 (〇〇〇区自治会)		4/12	部分公開	第 7 条 第 2 号	公園 緑地課
11	4/10	請求	1.動物管理月報(平成 22 年度及び 23 年度) 2.宮崎市が動物愛護管理法に基づいて引取った犬猫で財団法人宮崎県公衆衛生センターに殺処分、焼却を業務委託した犬猫に係る、引取り申請書やそれに類するもの(平成 22 年度及び 23 年度) 3.宮崎市が動物愛護管理法に基づいて引取った犬猫について新たな飼養希望者を募集している旨の周知を行政外部に行なっている事がわかるもの		4/19	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健 衛生課
12	4/10	申出	境界立会申請書 宮崎市〇〇〇番地 (第 1-102 号 昭和 61 年 5 月 21 日 受付) (第 1-203 号 昭和 61 年 7 月 15 日 受付) (第 1-708 号 昭和 63 年 12 月 10 日 受付) (第 129 号 昭和 54 年 6 月 22 日 受付) (第 1-899 号 平成 2 年 2 月 8 日 受付) (第 1-455 号 平成 6 年 9 月 28 日 受付)		4/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地 管理課
13	4/10	申出	境界立会申請書 宮崎市〇〇〇番地 (第 343 号 昭和 55 年 11 月 21 日 受付)		4/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地 管理課
14	4/11	請求	高岡総合支所外壁改修工事その 2 に係る ・金額・内訳明細入り設計書(第 1 回設計変更)		4/20	公開		管財課
15	4/5	申出	建築計画概要書 ERI12006131 号(H24.3.12)		4/16	公開		建築 指導課
16	4/5	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日分～直近のものまで)		4/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
17	4/10	申出	建築計画概要書 市 582 号(S50.5.21)		4/20	部分公開	第 7 条 第 3 号	建築 指導課
18	4/11	請求	川原通線(吾妻工区)道路改良工事(5 工区) 当初設計書の金入り設計書		4/13	公開		市街地 整備課
19	4/3	申出	平成 14 年 3 月 道路台帳(宮崎市〇〇〇番地)			取り下げ		道路 維持課
20	4/3	申出	平成 15 年 3 月 道路台帳(宮崎市〇〇〇番地)			取り下げ		道路 維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
21	4/13	請求	社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人△△△の、直近2期分(平成21年度、平成22年度)の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び財産目録		4/23	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉総務課
22	4/13	申出	建築基準法第42条1項5号に基づく道路位置指定(昭和59年5月23日付第2号)の計画平面図		4/17	部分公開	第7条第2号	建築指導課
23	4/13	申出	宮崎市内で平成24年1月1日から平成24年3月31日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 【項目】 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・請者氏名 ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・営業許可年月日 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く		4/17	公開		保健衛生課
24	4/13	申出	平成24年1月1日から平成24年3月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		4/19	部分公開	第7条第2号	区画整理課
25	4/16	申出	昭和56年、昭和61年、平成4年宮崎市現況図所在(宮崎市〇〇〇番地附近) 平成4年宮崎市現況図所在(宮崎市△△△番地附近)		4/20	公開		都市計画課
26	4/16	請求	平成17年度 宮崎広域都市計画 第一種市街地再開発事業 決定図書 字界図		4/20	公開		都市計画課
27	4/17	申出	野島・小内海線林道開設工事に伴う、宮崎市〇〇〇番地の土地に関する図面		4/27	部分公開	第7条第2号	森林水産課
28	4/19	請求	宮崎市内で平成24年3月1日から平成24年3月31日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者指名(法人の場合は代表者名) ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・初期許可年月日		4/20	公開		保健衛生課
29	4/19	申出	建築計画概要書 計画通知 計1号(H24.4.4)		4/23	公開		建築指導課
30	4/19	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		4/23	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
31	4/23	請求	高岡大淀主要幹線(23-13 工区)下水道管布設工事の金入り設計書		4/27	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
32	4/23	請求	平成23年度公設合併処理浄化槽設置工事施工業者		4/24	公開		廃棄物対策課
33	4/23	請求	2009～2011年に、〇〇〇事務所外2により請求があった戸籍謄本、住民票等の請求書の写し		4/26	部分公開	第7条第2号及び第3号	市民課
34	4/23	請求	大丸橋橋梁整備工事(3工区)但し上部工の金入り設計書		5/1	公開		土木課
35	4/24	請求	平成23年度 錦町通線外 36 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		4/27	部分公開	第7条第6号	道路維持課
36	4/24	請求	橘公園管理業務委託の金入り設計書		5/2	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
37	4/24	請求	平成23年度の印章登録業者の受注実績		4/27	公開		契約課
38	4/24	請求	工作物確認申請に関する件		5/1	部分公開	第7条第2号	建築指導課
39	4/25	申出	昭和54年度地籍調査事業に係る地籍調査票、調査図素図、及び調査後結果閲覧表(宮崎市〇〇〇番地)		4/27	部分公開	第7条第2号	農村整備課
40	4/24	請求	各小・中学校の図書購入予算(平成24年度分)		4/27	公開		教委・企画総務課
41	4/26	請求	宮崎市〇〇〇番地、ニツ山側道橋につづく歩道整備の件 10年くらいのスパンでの地元の県に対する要望の経緯が分かる書類一式		5/10	非公開	不存在	田野・建設課
42	4/26	申出	昭和56年3月(宮崎市道路台帳(基図)) No.54-4(所在)宮崎市〇〇〇番地に係る航空写真及び撮影年月日並業者(所在)名		5/2	公開		道路維持課
43	4/27	請求	平成24年度 下北方松橋線外 35 線草刈業務委託の金入り設計書		5/8	部分公開	第7条第6号	道路維持課
44	4/27	請求	平成24年度 学園通線外 61 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		5/8	部分公開	第7条第6号	道路維持課
45	4/27	請求	宮崎市フェニックス自然動物園旧レストラン跡地整備工事の金入り設計書		5/2	公開		公園緑地課
46	4/27	請求	理美容リスト 宮崎市内で平成24年3月29日から4月26日までに新規申請のあったリスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば住所、電話番号のリスト		5/2	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
47	4/27	請求	宮崎市内で平成24年3月29日から平成24年4月26日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く		5/2	公開		保健衛生課
48	4/27	請求	平成18年度農業法人経営力強化・雇用拡大対策事業及び平成18・19・20年度農業法人育成対策事業(農業法人農地確保対策 助成)の補助金当交付確定通知書 ・宮崎市農業振興事業補助金等交付要綱 ・宮崎市農政関係事業補助金等交付要綱 (有限会社 宮崎〇〇〇)		5/11	公開		農政企画課
49	4/27	請求	納税管理人虚偽申告等に係る地方税法及び条例の規定並びにこれらに係る資料		5/2	公開		納税管理課
50	5/1	請求	仮換地図面但し、所有者を除く図面 (区画整理前と区画整理後の地番、形状、底地地番が解る図面) 宮崎市〇〇〇番地		5/9	非公開	第7条第2号及び第6号	区画整理課
51	5/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成24年3月1日～平成24年4月30日		5/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
52	5/1	申出	建築計画概要書 市2638号(S52.11.15)		5/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課
53	5/1	申出	建築指導課保管の道路調査票(H3-33)内の現地調査写真及び同配置図		5/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課
54	5/7	申出	宮崎市内で平成24年4月1日から平成24年4月30日までに新規で飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 【項目】 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く		5/9	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
55	5/7	申出	宮崎市内で平成24年4月1日から平成24年4月30日までに新規で飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 【項目】 ・屋号 ・申請者氏名 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く		5/9	公開		保健衛生課
56	5/7	請求	平成23年度に行われた救助服の入札結果について(落札単価金額のわかる資料)		5/15	公開		消防・総務課
57	5/7	申出	建築計画概要書 計画通知 計5号(H24.4.16) 宮崎市 30号(H24.4.16)、35号(H24.4.17) 36号(H24.4.17)、41号(H24.4.18)		5/18	公開		建築指導課
58	5/7	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		5/18	部分公開	第7条第2号	建築指導課
59	5/9	申出	昭和50年 宮崎市現況図(1/2500) (宮崎市〇〇〇番地 付近)		5/11	公開		都市計画課
60	5/10	申出	平成24年2月1日から平成24年4月30日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		5/17	部分公開	第7条第2号	区画整理課
61	5/10	請求	宮崎市動物取扱業者登録簿		5/21	公開		保健衛生課
62	5/10	請求	平成20年度及び平成21年度の自治会補助金対象加入世帯数届		5/11	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
63	5/10	請求	飲食店営業許可施設一覧 宮崎市全てで、2012年度最新版が希望 (屋号、会社名、電話番号、住所、代表者)		5/23	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
64	5/10	請求	旅館施設営業許可一覧 宮崎市全てで、2012年度最新版が希望 (屋号、会社名、電話番号、住所、代表者)		5/23	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
65	5/11	申出	昭和56年3月作成道路台帳 所在地(宮崎市〇〇〇番地附近) 撮影年月日(現地調査年月)及び測量年月並びに業者名		5/17	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
66	5/11	申出	昭和 55 年 2 月 11 日航空写真 所在地(宮崎市〇〇〇番地附近) 撮影年月日(現地調査年月)及び測量年月並びに業者名		5/17	公開		道路維持課
67	5/11	請求	平成 24 年第 5 回 宮崎市教育委員会定例会 式次第		5/25	公開		教委・企画総務課
68	5/11	請求	平成 24 年第 5 回 宮崎市教育委員会定例会 会議録		5/25	公開		教委・企画総務課
69	5/14	請求	宮崎市教育委員会(定例会)議事録 平成 20 年第 1 回定例会 平成 20 年第 3 回定例会 平成 20 年第 7 回定例会 平成 20 年第 14 回定例会 平成 21 年第 2 回定例会 平成 21 年第 4 回定例会 平成 21 年第 6 回定例会 平成 21 年第 13 回定例会 平成 21 年第 14 回定例会 平成 22 年第 2 回定例会 平成 22 年第 7 回定例会 平成 22 年第 14 回定例会 平成 22 年第 15 回定例会 平成 23 年第 6 回定例会 平成 24 年第 2 回定例会		5/25	公開		教委・企画総務課
70	5/15	請求	平成 23 年 12 月宮崎市議会一般質問中(市民生委員が職務上の地位を利用していたとして、【16 条】及び(戸別訪問)などについて福祉部長が委員に嚴重注意としたとコメントしている。 注意処分内容の文言、記録等の開示を求める。		5/24	部分公開	第 7 条 第 2 号	福祉総務課
71	5/15	請求	下那珂 2 号汚水幹線(1 工区)外下水道管布設工事の金額入り工事設計書		6/8	部分公開	第 7 条 第 2 号	下水道整備課
72	5/16	請求	事業認定不許可処分取消請求事件及び損害賠償請求事件に対する「訴訟代理人の選任について」及び「訴訟代理人に対する報償金について(伺)」の起案文書(計 4 回分)		5/18	公開		廃棄物対策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
73	5/16	請求	「〇〇〇」の旅館業法の営業許可に関する次の事項についての開示 ・営業施設の名称および所在地 ・営業許可主体の名称(会社名、代表者名) ・営業者の住所 ・営業許可の日付 ・客室数		5/21	公開		保健衛生課
74	5/17	請求	平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日に新規に飲食店営業許可(ただし、仮設、簡易営業、移動、自販、臨時営業を除く)を取得したものの(更新を除く)の以下の内容 ・営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、営業許可番号、許可開始日		5/22	公開		保健衛生課
75	5/17	請求	・跡江柏原線道路改良工事(8 工区)但し橋脚工 ・大丸橋橋梁整備工事(3 工区)但し上部工 上記の金入り設計書		5/28	公開		土木課
76	5/18	請求	平成 23 年度 4 月中宮崎市議会議員選挙中に(市)民生委員が公職選挙法に抵触していると市選管に通報してきた。 相手方の問い合わせの内容等を具体的に開示を求める。			取り下げ		選挙管理委員会
77	5/17	申出	平成 24 年第 1 回定例会(3 月)議案 41 号、同 42 号の議案書と位置図及び認定路線に対する認定、区域決定、供用告示		5/30	公開		道路維持課
78	5/18	申出	建築計画概要書 市 3947 号(S54.2.28) 建築計画概要書 市 1348 号(H8.9.25)		5/22	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
79	5/18	請求	平成 18 年度及び 19 年度の自治会補助金対象加入世帯数届		5/23	部分公開	第 7 条 第 2 号	地域コミュニティ課
80	5/18	請求	平成 7 年度地籍調査事業に係る地籍調査票、調査図素図等(宮崎市〇〇〇番地)		6/13	部分公開	第 7 条 第 2 号	清武・農林水産課
81	5/21	請求	宮崎市文化財課が成した文化財審議会委員取扱い行為について (1)文化財課日誌(平成 24 年 3 月～5 月 20 日) (2)宮崎市文化財審議会委員の本人同意書(H24 年更新分)		5/28	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 不存在	文化財課
82	5/21	請求	平成 23 年度宮崎市議会議員選挙中(4 月)宮崎市民生委員(戸別訪問)が、公職選挙法(第 138 条)に抵触していると市選管へ通報、相手方(自治会長)の問い合わせ(日付)内容等の調査記録並びに警察へどのような報告がなされているか具体的な開示を求める。		5/25	不存在	不存在	選挙管理委員会

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
83	5/21	申出	建築計画概要書 BVJ-F12-10-0104(H24.4.10) 宮崎市 81 号(H24.5.11)		5/30	公開		建築指導課
84	5/21	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		5/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
85	5/23	申出	平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日届出分 宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱第 4 条に基づく建築計画届出書 (要綱第 2 条第 1 項第 4 号に規定されている「指定建築物」の届出を除く)		5/30	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	建築指導課
86	5/23	請求	平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 5 月 18 日の間に開催された固定資産評価審査委員会会議録及び委員会名簿		6/6	部分公開	第 7 条 第 2 号	特別滞納整理課
87	5/23	請求	宮崎市〇〇〇番地 外 の課税資料のうち、平成 24 年度固定資産税評価額の算定根拠資料 ・標準宅地の鑑定評価書(取引事例含む) ・路線価図 ・下落率一覧表		6/6	公開		資産税課
88	5/23	請求	市指定無形文化財候補に係る調査報告 平成 22 年度 宮崎市小松原焼について		5/28	公開		文化財課
89	5/23	申出	平成 21 年度 用途廃止車両公売 入札見積書 〇〇〇氏落札分		5/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	管財課
90	5/23	請求	平成 24 年度 南部地区道路舗装維持修繕工事(前期)の金入り設計書		5/29	公開		道路維持課
91	5/24	申出	下北方浄水場ろ過池 4 号流量調整弁外更新工事 (開札日 平成 23 年 6 月 30 日)の金入り設計書		6/12	公開		水道施設課
92	5/24	申出	下北方浄水場ろ過池 13 号浄水弁外更新工事 (開札日 平成 23 年 7 月 19 日)の金入り設計書		6/12	公開		水道施設課
93	5/29	請求	理美容リスト 宮崎市内で平成 24 年 4 月 27 日から 5 月 28 日までに新規申請のあったリスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		5/31	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
94	5/29	請求	宮崎市内で平成24年4月27日から平成24年5月28日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		5/31	部分公開	第7条第3号	保健衛生課
95	5/29	請求	宮崎南部墓地公園の指定管理者、株式会社〇〇〇の直近の3年間の提出書類のうち、貸借対照表、損益計算書		6/11	部分公開	第7条第3号	生活安全課
96	5/30	請求	平成19年4月22日執行宮崎市議会議員選挙(宮崎市議会議員及び候補者(〇〇〇))の選挙運動費用収支報告書修正願いについて ①削除した部分(虚偽記載) ②修正願い(平成20年6月30日)の削除は瑕疵がある。 ③あいまいな修正を受け付けて市選管が受理している報告書(平成20年7月10日) 上記に係る選挙運動収支報告書について(収支の部(寄付金)H19.4.12は実態のないものであり虚偽の報告と思われるので、再度の調査、事実関係を明白にするよう本人確認の上至急新たな開示を求める。		6/27	不存在	不存在	選挙管理委員会
97	6/1	請求	大丸橋橋梁整備工事(3工区)但し上部工の金入り設計書		6/12	公開		土木課
98	6/1	請求	下那珂汚水準幹線(24-5工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		6/11	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
99	6/1	請求	平成24年度 佐土原送水管布設工事(但し舗装復旧工事)の金入り設計書		6/12	公開		水道整備課
100	6/1	請求	・平成24年度東部第二土地区画整理事業新栄通線外7線舗装新設工事 ・平成24年度東部第二土地区画整理事業8-35号線外3線道路築造及び整地工事 上記の金入り設計書		6/11	公開		区画整理課
101	6/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成24年5月1日～平成24年5月31日		6/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
102	6/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 (地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H24年5月1日～H24年5月31日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) (内容)・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		6/6	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
103	6/4	申出	宮崎市内で、平成24年5月1日～5月31日までの間に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地 ・営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		6/6	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
104	6/4	請求	平成24年5月1日～平成24年5月31日に新規に飲食店営業許可(ただし、仮設、簡易営業、移動、自販、臨時営業を除く)を取得したもの(更新を除く)の以下の内容 ・営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、営業許可番号、許可開始日		6/6	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
105	6/4	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		6/13	部分公開	第7条第2号	建築指導課
106	6/4	請求	平成23年度の宮崎市契約課において行った入札案件の落札率 ・但し、工事・建設コンサル等業務委託・工事については、土木一式、建築一式、管、電気、造園、水道、舗装、その他ごとの落札率 ・コンサルについては、建築設計、建設コンサル、測量、地質調査、補償コンサル		6/8	公開		契約課
107	6/4	請求	H23.5月からH24.3月まで政務調査費収支報告書及びその添付書類 全会派分		6/15	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
108	6/5	請求	平成22年度及び23年度の自治会補助金対象世帯数届		6/8	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
109	6/6	請求	宮崎市〇〇〇番地 外 の課税資料のうち、平成21年度固定資産税評価額の算定根拠資料(下落率一覧表)		6/18	部分公開	第7条第2号及び第3号	資産税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
110	6/6	申出	平成23年1月1日～平成24年5月31日までで宮崎市内で新規申請のあった理美容店の店名、営業所所在地、営業所電話番号、申請者名、指令番号、確認年月日(法人であれば、法人名、住所、電話番号)		6/12	公開		保健衛生課
111	6/6	申出	平成23年11月1日～平成24年5月31日までに飲食店営業許可を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者名、申請者法人代表者名、営業所電話番号、指令番号、許可年月日。ただし、自動販売機、移動販売、催事販売、臨時営業を除く		6/12	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
112	6/7	請求	平成24年第2回 宮崎市教育委員会定例会にかかると議案第6号「宮崎市指定無形民族文化財の指定について」及び議案第6号別紙資料		6/20	公開		教委・企画総務課
113	6/7	請求	国土調査修正申出書について(伺い)		6/21	公開		農村整備課
114	6/8	請求	境界立会申請書(宮崎市〇〇〇番地)		6/11	公開		用地管理課
115	6/8	請求	平成24年6月8日現在の〇〇〇〇 所在:宮崎市△△△番地に係る届出書 (1)登記事項証明書 (2)営業許可台帳 (3)図面(家屋)		6/13	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
116	6/8	請求	特定保健指導に関する情報公開について (特定保健指導業者の選定の開始から決定までに関する資料)		6/19	公開		国保年金課
117	6/11	請求	平成22年度公園愛護会調書 平成23年度公園愛護会調書 平成22年度活動実績報告書 平成23年度活動実績報告書 平成22年度事業計画書 平成23年度事業計画書 平成24年度事業計画書		6/12	部分公開	第7条第2号	公園緑地課
118	6/11	請求	下北方浄水場雨水調整池築造工事の金入り設計書		6/19	公開		水道施設課
119	6/11	申出	「佐土原浄化センター建設工事に伴う事業損失調査業務委託」の補償調査報告書		6/25	部分公開	第7条第2号及び第3号	下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
120	6/13	請求	跡江地区農業体質強化基盤整備促進事業測量設計調査業務委託の金入り設計書		6/15	公開		農村整備課
121	6/13	請求	上加納小学校線橋梁詳細設計業務委託の金額入り設計書		6/20	公開		清武・建設課
122	6/13	請求	市宮瀬頭墓地測量設計業務委託の金入り設計書		6/15	公開		公園緑地課
123	6/13	請求	田島 2 号線測量設計業務委託の金額入り設計書		6/18	公開		佐土原・建設課
124	6/13	請求	小松平岩用地測量業務委託の金額入り設計書		6/18	公開		土木課
125	6/13	請求	下那珂污水幹線(24-1 工区)外実施設計業務委託 上田島污水準幹線(24-3 工区)外実施設計業務委託 下那珂污水幹線(24-2 工区)実施設計業務委託 以上の金額入り工事設計書		6/22	部分公開	第 7 条 第 2 号	下水道整備課
126	6/13	請求	平成 24 年度県道宮崎西環状線配水管布設替工事設計業務委託の金額入り設計書		6/19	公開		水道整備課
127	6/13	請求	八重・野崎地区簡易水道施設統合詳細設計業務委託金額入り設計書		6/19	公開		水道施設課
128	6/18	申出	建築計画概要書 宮崎市第 124 号(H24.6.1) 宮崎市第 132 号(H24.6.5)		6/28	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
129	6/18	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		6/28	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
130	6/18	請求	跡江柏原線道路改良工事(11 工区)但し上部工の金入り設計書		6/25	公開		土木課
131	6/18	請求	・浮田中継ポンプ場築造工事(土木) ・下倉永中継ポンプ場築造工事 上記の金入り設計書		6/26	公開		下水道施設課
132	6/18	請求	・池内配水池建設工事 ・下北方配水池中継ポンプ所建設工事の内ポンプ設備及び配管工事 ・下北方浄水場雨水調整池築造工事 上記の金入り設計書		6/21	公開		水道施設課
133	6/19	請求	下那珂 2 号污水幹線(24-3 工区)外下水道管布設工事の金額入り工事設計書		6/26	部分公開	第 7 条 第 2 号	下水道整備課
134	6/19	請求	平成 24 年度南宮崎駅東通線外 17 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		6/25	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
135	6/20	請求	下那珂2号汚水幹線(24-3工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		6/26	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
136	6/20	請求	高岡汚水幹線(24-3工区)下水道管布設工事の金入り設計書		6/26	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
137	6/20	請求	高岡汚水幹線(24-1工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		6/26	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
138	6/20	請求	上田島汚水幹線(24-36工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		6/26	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
139	6/20	請求	宮崎市営住宅丸山団地解体工事(2期工区)の金入り設計書		6/29	公開		住宅課
140	6/21	申出	平成24年第1回定例会(3月)議案41号、同42号の議案書と位置図、及び認定路線に対する認定、区域決定、供用告示		7/4	公開		道路維持課
141	6/21	申出	境界立会申請書 宮崎市〇〇〇番地		6/26	部分公開	第7条第2号	用地管理課
142	6/22	請求	医師会役員名簿(24年度)		7/4	公開		保健総務課
143	6/22	請求	・宮崎市郡医師会病院(運営費補助金)に関する書類一式(平成23年度) ・宮崎市郡医師会病院移転に係る市郡医師会からの要望書		7/4	部分公開	不存在	保健総務課
144	6/22	申出	平成4年度国土調査における現地調査及び測地、平成7年度作図、成果登記に係る関係書類(宮崎市〇〇〇番地に係る書類)		7/5	部分公開	第7条第2号	田野・農林水産課
145	6/26	請求	宮崎市内で平成24年5月29日から6月25日までに新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		6/29	公開		保健衛生課
146	6/26	請求	宮崎市内で平成24年5月29日から平成24年6月25日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項 ・屋号、住所、電話番号、申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		6/29	公開		保健衛生課
147	6/27	請求	宮崎市(清武町史編さん)に関する 1.事業計画概要(24年度分) 2.H23年度(予算)収支報告書 3.その手当(監修者及び編集者) 4.編集委員		7/9	部分公開	第7条第2号	清武・企画総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
148	6/28	請求	固定資産評価基準(宮崎市資産税課) 1.宅地 2.雑種地 3.家屋(未登記)			取り下げ		資産税課
149	6/28	請求	①6月26日に提出のあった宮崎駅前舟券売場計画に反対する上申書 ②(建設予定地)設置計画に係る嘆願書		7/6	部分公開	第7条第2号及び第3号	企画政策課
150	6/29	請求	宮崎市資産税課で保管する、土地及び家屋の固定資産評価事務取扱要領の一部(土地評価に関する要綱の目次及び家屋評価に関する要領)		7/13	公開		資産税課
151	7/2	請求	池内配水池建設工事の金入り設計書		7/9	公開		水道施設課
152	7/3	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物の解体工事の届出 平成24年6月1日～平成24年6月30日		7/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
153	7/3	請求	宮崎市内において平成24年2月1日から平成24年6月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法(仮設除く)、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		7/6	公開		保健衛生課
154	7/3	請求	宮崎市内において平成24年2月1日から平成24年6月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法及び食品衛生法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		7/6	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
155	7/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 (地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H24年6月1日～H24年6月30日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) (内容)・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分類種		7/13	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
156	7/4	申出	平成 24 年 6 月 30 日現在までの飲食店営業許可を取得している ・営業施設(固定店舗)の屋号 ・営業者氏名 ・営業所所在地 ・許可年月日(初回、更新)		7/13	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
157	7/2	申出	建築計画概要書 計画通知第 10 号(H24.6.18)		7/10	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
158	7/2	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		7/10	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
159	7/5	請求	高岡汚水幹線(24-1 工区)外地質調査業務委託の金入り設計書		7/12	部分公開	第 7 条 第 2 号	下水道整備課
160	7/5	請求	高岡汚水幹線(花見・栗野)外実施設計業務委託の金入り設計書		7/12	部分公開	第 7 条 第 2 号	下水道整備課
161	7/5	請求	下北方浄水場造成土砂活用計画業務委託 去川地区簡易水道施設統合詳細設計業務委託 上記の金入り設計書		7/17	公開		水道施設課
162	7/5	請求	去川地区簡易水道施設統合に伴う地質調査業務委託の金入り設計書		7/17	公開		水道施設課
163	7/5	請求	富吉浄水場管理本館外新築工事地質調査業務委託の金入り設計書		7/17	公開		水道施設課
164	7/5	請求	平成 24 年度宮崎市耐震化実施設計業務委託(その 2)の金額入り設計書		7/13	公開		水道整備課
165	7/5	請求	宮崎市耐震化地質調査業務委託の金額入り設計書		7/13	公開		水道整備課
166	7/5	請求	飯田土地区画整理事業くつら橋撤去工法検討 外業務委託の金入り設計書		7/12	公開		区画整理課
167	7/5	請求	都市計画道路吉村通線(波島周辺地区)道路概略設計業務委託の金入り設計書		7/13	公開		土木課
168	7/5	請求	源藤柳籠線道路測量設計業務委託の金入り設計書		7/13	公開		土木課
169	7/5	請求	船引山田線道路測量設計業務委託の金入り設計書		7/13	公開		土木課
170	7/5	請求	準用河川前溝川橋梁詳細設計業務委託 瓜生野小西線道路測量設計業務委託 江平一ツ葉線道路測量設計業務委託 上記の金入り設計書		7/13	公開		土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
171	7/5	申出	宮崎市内で、平成24年6月1日～6月30日までの間に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		7/13	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
172	7/5	請求	〇〇〇自治会の本年度(6月1日付)の世帯数のわかる資料			取り下げ		地域コミュニティ課
173	7/5	申出	建築計画概要書 市532号(S51.5.8)		7/10	部分公開	第7条第2号	建築指導課
174	7/5	申出	平成24年4月1日～平成24年6月30日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日		7/13	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
175	7/6	請求	宮崎市(清武町史編さん)に係る清武町史編さん事業計画 19年から		7/11	公開		清武・企画総務課
176	7/10	申出	建築計画概要書 市438号(S57.5.27) 市1680号(H7.12.18)		7/17	公開		建築指導課
177	7/11	申出	平成24年4月1日から平成24年6月30日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		7/23	部分公開	第7条第2号	区画整理課
178	7/11	請求	平成18年 宮崎市航空写真 C6A-14【A4カラー:1枚】(宮崎市〇〇〇番地 付近)		7/13	公開		都市計画課
179	7/11	請求	平成24年度 宮崎ハイテク工業団地上水道施設整備工事 佐土原送水管布設工事(その3) の金入り設計書(総括表、内訳書、A代価)		7/13	公開		水道整備課
180	7/11	請求	①池内配水池建設工事 金入り設計書(総括表、内訳書、A代価) ②下北方配水地場雨水調整池築造工事 金入り設計書(総括表、内訳書、A代価)		7/17	公開		水道施設課
181	7/12	請求	光ヶ丘梅野通線外舗装復旧工事の金入り設計書		7/18	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
182	7/12	請求	・高岡大淀主要幹線(24-2 工区)外下水道管布設工事 ・下那珂汚水準幹線(24-6 工区)外下水道管布設工事 上記の金入り設計書(当初)		7/20	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
183	7/12	請求	東部第二土地区画整理事業 臨港通線道路築造工事の金入り設計書		7/18	公開		区画整理課
184	7/12	請求	飛江田山内川線道路改良工事(3工区)の金入り設計書(当初)		7/20	公開		土木課
185	7/13	請求	高岡大淀主要幹線(24-4 工区)下水道管布設工事の金入り設計書		7/20	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
186	7/13	請求	1.平成24年6月1日現在の宮崎市内の医療機関に関する情報のうち、次に掲げるもの ①医療機関名称 ②医療機関所在地 ③病院・診療所の別 ④病床数 ⑤開設年月日 ⑥法人化した年月日 2.平成20年4月1日以降の宮崎市内の廃止医療機関に関する情報のうち、次に掲げるもの ①医療機関名称 ②医療機関所在地 ③病院・診療所の別 ④病床数 ⑤開設年月日 ⑥法人化した年月日 ⑦廃止年月日		7/25	公開		保健総務課
187	7/17	申出	建築計画概要書 宮崎市第221号(H24.7.5)		7/31	部分公開	第7条第2号	建築指導課
188	7/17	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		7/31	部分公開	第7条第2号	建築指導課
189	7/20	請求	1.宮崎市国民健康保険被保険者の平成23年11月診療分(医科分)に係る情報のうち、次に掲げるもの ①医療機関コード(10桁) ②本人家族入外区分コード ③被保険者の生年及び性別区分コード ④受診疾病分類(疾病中分類)コード ⑤診療実日数 ⑥決定点数 2.上記情報に対応するコードマスター表 ①本人家族入外区分コードマスター表 ②年号区分及び性別区分コードマスター表 ③受診疾病分類(疾病中分類)コードマスター表		8/3	部分公開	第7条第3号	国保年金課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
190	7/23	請求	株式会社〇〇〇(グループホーム)より報告のあった、平成24年6月7日及び平成24年6月23日に発生した事故に関する介護保険事故状況報告書		7/26	部分公開	第7条第2号及び第3号	介護保険課
191	7/24	申出	宮崎市消防局が所有する宮崎市、国富町及び綾町における防火対象物【消防法施行令別表第一(1)項～(20)項】のデータのうち、「対象物名称」「棟名称」「所在地番」「主用途(項分類)」「棟用途」「業種名」「地上階数」「地下階数」「建物高さ」「建築面積」「延べ面積」「建築年月日」「消防同意年月日」「工事完了予定年月日」「使用開始年月日」の一覧で、最新のもの		8/6	公開		予防課
192	7/24	請求	社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人△△△の、平成23年度の貸借対照表、事業活動収支計算書(内訳書含む)、財産目録		8/2	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉総務課
193	7/24	請求	入札結果及び経過 (公立公民館等自動体外式除細動器(AED)リース)		7/24	公開		契約課
194	7/24	申出	宮崎市〇〇〇番地外2に係る、昭和57年度から平成2年度の土地、建物、償却資産評価調書及び名寄帳		8/6	部分公開	第7条第2号	資産税課
195	7/26	申出	下北方配水池中継ポンプ所建設工事の内ポンプ設備及び配管工事の金入り設計書		7/27	公開		水道施設課
196	7/26	請求	社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人△△△の平成23年度の貸借対照表、収支計算書		8/2	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉総務課
197	7/26	請求	下那珂汚水幹線(24-7 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		8/8	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
198	7/27	請求	平成24年度自治会長名一覧 (〇〇〇・△△△地区自治会連合会に所属する自治会に係るもの)		8/3	公開		地域コミュニティ課
199	7/27	請求	上田島汚水幹線(24-37 工区)外下水道管布設工事の金額入り工事設計書		8/10	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
200	7/30	請求	平成20年度から24年度までの自治会補助金申請書に添付された事業計画書、事業報告書、予算書及び決算書(〇〇〇自治会にかかるもの)		8/8	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
201	7/30	請求	浮田中継ポンプ場機械設備工事の金入り設計書		8/3	公開		下水道施設課
202	8/1	請求	宮崎市内で平成24年6月26日から7月31日までに新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		8/6	公開		保健衛生課
203	8/1	請求	宮崎市内で平成24年6月26日から平成24年7月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項 ・屋号、住所、電話番号、申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		8/6	公開	第7条第3号	保健衛生課
204	8/2	請求	別紙社会福祉法人(下線のある法人のみ)の平成23年度(平成23年4月～平成24年3月)における提出書類のうち、「現況報告書」「正味財産増減計算書」「資金収支決算内訳書」「貸借対照表」「財産目録」「事業活動収支計算書」 ※宮崎市所管分、法人名変更の場合は変更後の法人のもの	9/14まで	8/30	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉総務課
205	8/2	申出	建築計画概要書 宮崎市第246号(H24.7.20)		8/16	部分公開	第7条第2号	建築指導課
206	8/2	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		8/16	部分公開	第7条第2号	建築指導課
207	8/3	請求	平成24年度橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託の金入り設計書		8/13	公開		道路維持課
208	8/3	申出	工事設計書(金入り設計書) 1.田野送水管布設工事(水管橋上部工) 2.佐土原送水管布設工事(その2)石崎川水管橋上部工 3.上使橋梁架管布設替工事 4.佐土原送水管布設工事(その1)下村川水管橋上部工 5.(仮称)跡江川橋橋梁添架工事		8/17	公開		水道整備課
209	8/3	請求	固定資産税の非木造家屋調査書		8/6	公開		資産税課
210	8/6	請求	社会福祉法人〇〇〇 平成21年度～平成23年度貸借対照表、事業活動収支計算書		8/20	公開		福祉総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
211	8/6	申出	宮崎市内で、平成24年7月1日～7月31日までの間に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		8/14	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
212	8/6	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」(地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H24年7月1日～H24年7月31日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) (内容)・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		8/14	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
213	8/6	請求	平成24年5月10日に通報を受けた「〇〇〇」を食べた後、体調を壊した件の情報受理票について		8/10	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
214	8/6	申出	平成24年5月1日から平成24年7月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		8/15	部分公開	第7条第2号	区画整理課
215	8/6	請求	平成24年6月1日から8月3日までに理美容営業確認を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者氏名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、確認年月日		8/10	公開		保健衛生課
216	8/7	請求	田吉航大線道路改良工事(4工区)但し補償物件移設工の金入り設計書		8/17	公開		土木課
217	8/7	申出	下北方浄水場ろ過池6号流量調整弁外更新工事 (開札日 平成24年7月13日)の金入り設計書		8/20	公開		水道施設課
218	8/7	申出	宮崎処理場分流3号自動除塵機設備改築更新工事の金入り設計書		8/20	公開		下水道施設課
219	8/8	請求	下那珂汚水幹線(24-7工区)外下水道管布設工事の金額入り設計書		8/20	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
220	8/9	請求	大淀処理場水処理施設耐震継手工事の金入り設計書		8/20	公開		下水道施設課
221	8/9	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成24年7月1日～平成24年7月31日		8/16	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
222	8/9	請求	平成 17 年 8 月 5 日宮人親第 63 号で警察 OB を限定して公募した起案された経緯の判る文書の開示			取り下げ		人事課
223	8/9	請求	平成 24 年 7 月 26 日(木)及び 7 月 28 日(土)のホィ捨てハトロールについて提出された日報		8/21	公開		廃棄物対策課
224	8/10	請求	境界立合申請書 ・宮崎市〇〇〇番地外 4 (第 1-812 号 平成 23 年 3 月 9 日 受付) ・宮崎市〇〇〇番地、△△△番地 (第 11-211 号 平成 23 年 7 月 11 日 受付)		8/13	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地管理課
225	8/16	請求	〇〇〇組合に賃貸している駐車場の契約の内容がわかる文書(平成 23 年 4 月更新分)		8/23	部分公開	第 7 条 第 3 号	管財課
226	8/16	申出	建築計画概要書 ・BVJ-F12-10-0549 平成 24 年 7 月 30 日 ・ERI 12029154 号 平成 24 年 8 月 8 日 ・宮崎市 257 号(H24.7.30)		8/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
227	8/16	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		8/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
228	8/6	請求	平成 24 年 6 月 1 日から 8 月 3 日までに飲食店営業許可を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、許可年月日。ただし自動販売機、移動販売、催事販売、コンビニを除く		8/10	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
229	8/17	請求	宮崎処理場返送汚泥ホヱ設備改築更新工事の金入り設計書		8/29	公開		下水道施設課
230	8/20	請求	①宮崎市〇〇〇番地の昭和 38 年度土地評価調書 ②宮崎市△△△番地の昭和 57 年度土地評価調書		8/24	部分公開	第 7 条 第 2 号	資産税課
231	8/20	請求	〇〇〇自治会の「地縁による団体」認可申請書における規約、総会議決書、保有財産目録又は保有予定資産目録、及び区域図		8/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	地域コミュニティ課
232	8/20	請求	〇〇〇自治会の「地縁による団体」認可申請書における規約、総会議決書、保有財産目録又は保有予定資産目録、及び区域図		8/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	地域コミュニティ課
233	8/20	請求	〇〇〇自治会の「地縁による団体」認可申請書における規約、総会議決書、保有財産目録又は保有予定資産目録、及び区域図		8/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
234	8/20	請求	〇〇〇自治会の「地縁による団体」認可申請書における規約、総会議決書、保有財産目録又は保有予定資産目録、及び区域図		8/31	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
235	8/20	請求	〇〇〇自治会の「地縁による団体」認可申請書における規約、総会議決書、保有財産目録又は保有予定資産目録、及び区域図		8/31	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
236	8/21	請求	建築計画概要書 市 999号(平成16年3月17日) センター 622号(平成16年11月8日)		8/22	部分公開	第7条第2号	建築指導課
237	8/21	請求	1.動物保管業務委託に係る執行伺い書及び委託契約書(平成24年度) 2.犬の抑留管理及び処分・焼却等実績書(平成23年度) 3.犬の抑留等業務委託に係る執行伺い書及び委託契約書(平成24年度)		8/30	部分公開	第7条第3号	保健衛生課
238	8/21	請求	宮崎市が捕獲、保護し、インターネット上に公開した犬猫の画像データ		8/30	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
239	8/22	申出	平成24年4月1日から平成24年6月30日届出分 宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱第4条に基づく建築計画届出書 (要綱第2条第1項第4号に規定されている「指定建築物」の届出を除く)		8/27	部分公開	第7条第2号及び第3号	建築指導課
240	8/22	請求	建築計画概要書 市 313号(平成9年6月2日)		8/23	公開	第7条第2号	建築指導課
241	8/22	請求	平成24年度大塚台団地内道路・排水対策整備工事の金入り設計書		8/27	公開		道路維持課
242	8/22	請求	大淀処理場水処理施設耐震継手工事の金入り設計書		9/3	公開		下水道施設課
243	8/22	請求	下那珂2号汚水幹線(24-3工区)外水道管布設工事の金入り設計書		8/27	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
244	8/22	請求	高岡大淀主要幹線(24-3工区)下水道管布設工事の金入り設計書		8/27	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
245	8/23	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成23年度の貸借対照表、財産目録、事業活動収支計算書		9/5	部分公開	第7条第3号	福祉総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
246	8/24	申出	宮崎市民活動保険制度についての下記文書 ○宮崎市民活動保険制度のパンフレット ○平成24年度契約時の仕様書 ○平成24年度契約の保険証券および特約書 ○平成23年度契約の事故件数および支払い保険金額		9/6	公開		地域 コミュニティ課
247	8/24	請求	平成24年7月26日～8月23日までに新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		8/29	部分公開	第7条 第2号	保健 衛生課
248	8/24	請求	宮崎市内で平成24年7月26日から平成24年8月23日までに新規申請のあった飲食店リスト ・屋号、住所、電話番号、申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		8/29	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課
249	8/27	申出	宮崎市管轄の薬事法に基づく下記許可業者一覧 ※平成24年8月29日現在 ・特例販売業・店舗販売業 必要項目：許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報 ※店舗販売業に関しては、上記必要項目に加えて、第1類医薬品の取扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		8/31	公開		保健 総務課
250	8/27	請求	桜ヶ丘中継ポンプ所築造工事の金入り設計書		9/5	公開		水道 施設課
251	8/27	申出	H18年2月8日付シレイ286-12-5で都市計画法第29条の許可を受けている区域の許可申請が確認できる資料		9/6	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	開発 指導課
252	8/29	請求	「〇〇〇の会」の宮崎市民活動支援補助金における収支報告書とその証拠書類の全て（平成22年度、23年度）		9/3	部分公開	第7条 第2号	地域 コミュニティ課
253	8/29	請求	ばい煙発生施設届出向上一覧(宮崎市) 工場名、所在地、機種(ホイのみ)		9/5	公開		環境 保全課
254	8/30	請求	建築確認平成19年第377号に関する書類一式 検査申請書等チェックリスト(様式第20号) 完了検査申請書(第19号様式)		9/7	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	建築 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
255	8/31	請求	(仮称)大瀬浄水場用地草刈業務委託(その2) 二次排水施設除草清掃及び植栽管理業務委託の金入り設計書		9/5	部分公開	第7条 第6号	水道施設課
256	8/31	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入り設計書		9/7	部分公開	第7条 第6号	浄水課
257	8/31	請求	宮崎処理場外造園管理業務委託 大淀処理場外造園管理業務委託 上記の金入り設計書		9/11	部分公開	第7条 第6号	下水道施設課
258	8/31	請求	市営住宅跡地草刈業務委託の金入り設計書		9/5	部分公開	第7条 第6号	住宅課
259	8/31	請求	衛生処理センター造園管理業務委託 旧衛生処理センター跡地草刈業務委託 南部環境美化センター造園管理業務委託 たらのき台不燃物埋立場造園管理業務委託 萩の台汚水処理場除草業務委託 上記の金入り設計書		9/13	部分公開	第7条 第6号	廃棄物対策課
260	8/31	請求	宮崎市中央卸売市場植木管理業務委託 宮崎市中央卸売市場植栽管理業務委託 上記の金入り設計書		9/5	部分公開	第7条 第6号	市場課
261	8/31	請求	大宮2号雨水幹線外草刈等業務委託 本郷雨水幹線外草刈等業務委託 大谷雨水ポンプ場外造園管理業務委託 上記の金入り設計書		9/5	部分公開	第7条 第6号	土木課
262	8/31	請求	宮崎市保健所・中央保健センター植栽管理業務委託の金入り設計書		9/4	部分公開	第7条 第6号	保健総務課
263	8/31	請求	平成24年度 生目の杜遊古館植栽管理業務委託 宮崎市佐土原歴史資料館花しょうぶ園育成管理業務委託 上記の金入り設計書		9/6	部分公開	第7条 第6号	文化財課
264	8/31	請求	都市公園等管理業務委託 石崎川ふれあい公園外1公園管理業務委託 宝塔山公園管理業務委託 指導佐土原駅那珂線外9線樹木管理業務委託 市道テクリサーチパーク線外5線樹木管理業務委託 石崎工業団地1号線外6線樹木管理業務委託 市道大炊田久峰通線外7線樹木管理業務委託 上記の金入り設計書		9/11	部分公開	第7条 第6号	佐土原・建設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
265	8/31	請求	宮崎市祇園スポーツパーク植栽維持管理業務委託 田野運動公園野球場外野芝生維持管理業務 上記の金入り設計書		9/6	部分公開	第7条 第6号	文化 スポーツ課
266	8/31	請求	宮崎市庁舎等樹木維持管理及び花壇管理業務委託 松橋駐車場樹木管理業務委託 宮崎市田野総合支所外樹木管理業務委託 宮崎市高岡総合支所外樹木管理業務委託 宮崎市清武総合支所外樹木管理業務委託 上記の金入り設計書		9/11	部分公開	第7条 第6号	管財課
267	8/31	請求	宮崎市教育情報研修センター植栽管理業務委託 の金入り設計書		9/5	部分公開	第7条 第6号	教育情報 研修センター
268	8/31	請求	大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤)外16件の 金入り設計書		9/14	部分公開	第7条 第6号	公園 緑地課
269	8/31	請求	大塚台1号線外14線草刈業務委託 大塚台2号線外8線草刈業務委託 大塚台4号線外6線草刈業務委託 学園通線外12線草刈業務委託 希望ヶ丘1の3号線外13線草刈業務委託 生目的野線外23線草刈業務委託 大塚下川原線外6線草刈業務委託 生目台東4丁目5号線外23線草刈業務委託 下江上畑線外20線草刈業務委託 小松台南27号線外18線草刈業務委託 下北方松橋線外35線草刈業務委託 鍋ヶ谷相ヶ迫線外22線草刈業務委託 南宮崎駅東通線外17線街路樹維持管理業務 委託 大塚台1号線外45線街路樹維持管理業務委託 大島通線外19線街路樹維持管理業務委託 上記の金入り設計書		9/10	部分公開	第7条 第6号	道路 維持課
270	9/3	請求	「〇〇〇の会」の宮崎市民活動支援補助金に おける申請書一式(平成21~23年度)および実 績報告書(平成21年度)		9/10	部分公開	第7条 第2号	地域 コミュニティ課
271	9/3	申出	H9年10月20日付宮指指令第2-10号にて許 可を受けた開発区域内の造成計画断面図		9/5	公開		開発 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
272	9/3	請求	建築計画概要書 市 1430 号(平成 8 年 10 月 4 日) 市 1161 号(平成 9 年 10 月 23 日) 市 625 号(平成 14 年 10 月 18 日) 市 124 号(平成 15 年 3 月 18 日) 市 57 号(平成 15 年 12 月 24 日)		9/4	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
273	9/3	申出	建築計画概要書 県 2442 号(昭和 46 年 11 月 24 日)		9/4	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
274	9/3	請求	平成 24 年 8 月 4 日から 9 月 3 日までに飲食店営業許可を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、許可年月日。ただし自動販売機、移動販売、催事販売、コンビニを除く		9/11	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
275	9/3	請求	平成 24 年 8 月 4 日から 9 月 3 日までに理美容営業確認を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者氏名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、確認年月日		9/11	公開		保健衛生課
276	9/3	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		9/13	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
277	9/4	請求	建築確認平成 19 年第 377 号に関する書類一式 検査申請書等チェックリスト(様式第 20 号) 完了検査申請書(第十九号様式)		9/11	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	建築指導課
278	9/4	請求	高岡大淀主要幹線(24-5 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		9/14	公開		下水道整備課
279	9/4	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 24 年 8 月 1 日～平成 24 年 8 月 31 日		9/10	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
280	8/31	請求	五十鈴川外 22 箇所河川維持工事の金入り設計書		9/11	部分公開	第 7 条 第 6 号	土木課
281	9/5	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成 21 年度～平成 23 年度の貸借対照表、収支計算書		9/13	部分公開	第 7 条 第 3 号	福祉総務課
282	9/5	申出	宮崎市内で、平成 24 年 8 月 1 日～8 月 31 日までの間に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		9/10	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
283	9/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 (地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H24年8月1日～H24年8月31日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) <内容>・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		9/10	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
284	9/5	請求	小中学校ネットワーク機器賃貸借(住吉大宮地区)他4件の入札結果について(各社の入札金額含む)		9/12	公開		契約課
285	9/5	請求	宮崎市内の毒物劇物一般販売業の全ての登録施設のリスト(平成24年9月1日時点の登録施設) <内容> 登録番号、登録施設名称、登録施設所在地、登録電話番号、登録有効期間、登録申請者名、伝票のみの取扱の該当の有無		9/13	公開		保健総務課
286	9/5	請求	宮崎市内の医薬品販売業の全ての登録施設のリスト(平成24年9月1日時点の登録施設) <内容> 登録番号、登録施設名称、登録施設所在地、登録電話番号、登録有効期間、登録申請者名		9/13	公開		保健総務課
287	9/6	申出	上田島汚水幹線(24-39 工区)外下水道管布設工事の金額入り工事設計書		9/14	公開		下水道整備課
288	9/7	請求	竹割川用地測量業務委託 竹割川構造物(カルバート)設計業務委託 竹割川地質調査業務委託 上記の金額入り設計書		9/14	公開		土木課
289	9/10	請求	清武1号汚水幹線(24-3 工区)外下水道管布設工事の金額入り設計書		9/14	公開		下水道整備課
290	9/10	請求	清武1号汚水幹線(24-3 工区)外下水道管布設工事の金額入り設計書		9/14	公開		下水道整備課
291	9/10	請求	清武1号汚水幹線(24-1 工区)外下水道管布設工事の金額入り設計書		9/14	公開		下水道整備課
292	9/10	請求	高岡汚水幹線(24-4 工区)外下水道管布設工事の金額入り設計書		9/14	公開		下水道整備課
293	9/10	請求	高岡4号汚水幹線(24-1 工区)外下水道管布設工事の金額入り設計書		9/14	公開		下水道整備課
294	9/10	請求	平成24年度の自治会補助金対象世帯数一覧(班別)		9/14	部分公開	第7条 第2号	地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
295	9/11	請求	飲食店営業許可について(下記許可の更新状況) 指令番号:宮保衛指令第1号109 申請者氏名:有限会社〇〇〇 屋号:△△△店 店舗住所:宮崎市□□□番地		9/13	公開		保健衛生課
296	9/11	請求	宮崎市営住宅広瀬台団地 278 棟新築工事のうち外構工事の金入り設計書		9/21	公開		住宅課
297	9/11	請求	平成 24 年度飛江田山内川線道路改良工事(4工区)但し樋門改築工事の金入り設計書		9/20	公開		土木課
298	9/11	請求	大淀台団地内道路・排水対策整備工事外 3 工事の金入り設計書		9/21	公開		道路維持課
299	9/11	請求	川原通線(出来島工区)道路改良工事(3工区)当初の金入り設計書		9/20	公開		市街地整備課
300	9/11	請求	平成 24 年度東部第二土地区画整理事業新栄通線外 1 線道路築造及び舗装工事の金入り設計書		9/20	公開		区画整理課
301	9/11	請求	中央汚水幹線(24-4 工区)外下水道管布設工事 清武 1 号汚水幹線(24-4 工区)下水道管布設工事 下那珂汚水幹線(24-9 工区)外下水道管布設工事 高岡大淀主要幹線(24-5 工区)外下水道管布設工事 清武 1 号汚水幹線(24-3 工区)外下水道管布設工事 上記 5 件の金入り設計書		9/20	公開		下水道整備課
302	9/12	請求	宮崎市の旅館業営業施設一覧 1.営業施設の名称 2.営業施設の所在地 3.営業許可主体の名称(会社名) 4.営業許可主体の代表者名 5.営業許可主体の住所(会社住所) 6.営業許可の日付 7.客室数 8.ホテル・旅館・簡易宿所・下宿の区別		9/19	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
303	9/12	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成 24 年度の現況報告書及び添付書類一式		9/24	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉 総務課
304	9/12	請求	宮崎市に在籍した警察退職者の嘱託員の配属先と人数		9/25	公開		人事課
305	9/12	請求	平成 15 年度以降の産業廃棄物不法投棄防止監視パトロール及びたばこポイ捨て監視パトロール員を採用した時期及び人数		9/25	部分公開	不存在	廃棄物 対策課
306	9/12	請求	清武 1 号汚水幹線(24-1 工区)下水道管布設工事の金入り設計書		9/19	公開		下水道 整備課
307	9/12	請求	平成 24 年度 工番(配) 第 2 号 宮崎ハイテク工業団地上水道施設整備工事 上記の金入り設計書(当初、参考資料を含む)		9/21	公開		水道 整備課
308	9/13	申出	・市有地境界査定願(昭和 56 年 1 月 23 日受付) 宮崎市〇〇〇番地外 1 ・道路・境界立会申請書(昭和 63 年 4 月 30 日受付) 宮崎市△△△番地 ・道路境界(査定)立会申請書(平成元年 10 月 25 日受付) 宮崎市□□□番地 ・承諾書交付願(平成元年 12 月 4 日受付) 宮崎市▽▽▽番地 ・道路・境界立会申請書(平成 2 年 6 月 8 日受付) 宮崎市◇◇◇番地 ・道路境界査定立会申請書(平成 6 年 8 月 29 日受付)		9/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	管財課
309	9/14	請求	下北方浄水場造成土砂活用計画業務委託における金入り設計書		9/21	公開		水道 施設課
310	9/14	申出	平成 2 年 6 月 25 日付シレイ 286-10-5 にて都市計画法第 29 条の許可を受けている区域の都市計画法第 32 条の同意・協議書(公共施設の管理予定者・土地の帰属先が確認できるもの)		9/24	部分公開	第 7 条 第 3 号	開発 指導課
311	9/18	申出	建築計画概要書 ERI12037072 号 平成 24 年 8 月 31 日 宮崎市第 352 号(H24.9.4) 宮崎市第 368 号(H24.9.12)		10/1	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
312	9/18	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		10/1	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
313	9/19	請求	簿冊管理簿 1.岩切章太郎賞総括 2.岩切章太郎賞選考事業文書		9/26	部分公開	第7条第2号	観光課
314	9/20	請求	飛江田山内川線道路改良工事(4工区)但し樋門改築工(金入り設計書)		9/24	公開		土木課
315	9/21	請求	平成24年4月1日から平成24年9月30日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		10/9	部分公開	第7条第2号	区画整理課
316	9/21	請求	平成18年2月17日 宮児第897号 平成18年3月27日 宮児第976号3 平成18年9月26日 宮子第759号 上記公開決定した起案文書		9/28	公開		子育て支援課
317	9/26	請求	法人(設立・変更)等申告書(本店及び宮崎市) (株式会社〇〇〇)		10/3	部分公開	第7条第3号	市民税課
318	9/27	申出	上田島汚水準幹線(24-40 工区)外下水道管布設工事の金額入り工事設計書		9/28	公開		下水道整備課
319	9/27	申出	昭和45年 宮崎市都市計画図 67-50		10/2	公開		都市計画課
320	9/28	申出	宮崎市〇〇〇番地外 上記の平面図		10/11	部分公開	第7条第2号	資産税課
321	10/1	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		10/12	部分公開	第7条第2号	建築指導課
322	10/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成24年9月1日～平成24年9月30日		10/12	部分公開	第7条第2号	建築指導課
323	10/1	請求	平成24年8月1日～平成24年9月30日に新規に飲食店営業許可(ただし、仮設、簡易営業、移動、自販、臨時営業を除く)を取得したもの(更新を除く)の以下の内容 ・営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、営業許可番号、許可開始日		10/4	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
324	10/1	請求	宮崎市〇〇〇番地について払下げ金額、算出根拠データ及びその業者名が確認できる資料		10/12	公開		用地管理課
325	10/1	請求	社会福祉法人〇〇〇外2の、平成23年度の貸借対照表、財産目録、事業活動収支計算書		10/10	部分公開	第7条第3号	福祉総務課
326	10/1	請求	宮崎市立宮崎西中学校校舎(④-1,2,3)耐震補強工事の金入り設計書		10/5	公開		教委・企画総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
327	10/2	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇と財産区との契約書 (事業用定期借地権設定契約公正証書) ・その関係書類一式 (平成 21 年度第 3 回宮崎市大字折生迫財産区議会開会の告示について(伺い文書)) (平成 21 年度第 4 回宮崎市大字折生迫財産区議会臨時会の召集について(伺い文書)) (財産区有土地の事業用定期借地権設定覚書の締結について(伺い文書)) (事業用定期借地権設定覚書) 		10/11	公開		青島 地域センター
328	10/2	請求	別紙社会福祉法人〇〇〇外 10 の、平成 23 年度財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書(内訳書)		10/10	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉 総務課
329	10/2	申出	<p>「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 (地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H24 年 9 月 1 日～H24 年 9 月 30 日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) (内容)・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種</p>		10/4	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健 衛生課
330	10/3	請求	<p>宮崎市内において平成 24 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法(仮設除く)、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項</p> <p>①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号</p>		10/5	公開		保健 衛生課
331	10/3	請求	社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人△△△の、直近 1 期分(平成 23 年度)の事業報告書、貸借対照表、損益計算書		10/10	公開		福祉 総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
332	10/3	申出	宮崎市内で平成24年7月1日～平成24年9月30日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日		10/4	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
333	10/3	申出	宮崎市内で平成24年9月1日～平成24年9月30日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		10/4	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
334	10/3	請求	宮崎市内の病院、一般診療所の名称、所在地、開設年月日(平成24年9月30日現在)		10/15	公開		保健総務課
335	10/3	請求	宮崎市庁舎駐車場における不法駐車における不法駐車に関して、庁舎駐車場の適正な維持管理がなされているか、必要な措置を講じているか、管理規則(法令)の条文に違反抵触するか。 以上について示した文書		10/16	非公開	不存在	管財課
336	10/3	請求	・宮崎県障がい者等用駐車場(おもいやり駐車場)制度申請書 ・「有料道路通行料割引制度」、「自動車税の減免」の申請書の控え		10/12	非公開	第7条第2号及び第9条	障害福祉課
337	10/4	請求	原付自転車の登録状況の確認できる資料			取り下げ		市民税課
338	10/4	請求	法人設立変更等申告書 所在:都城市〇〇〇番地 会社:△△△株式会社		10/11	部分公開	第7条第3号	市民税課
339	10/4	請求	法人設立変更等申告書 所在:宮崎市〇〇〇番地 会社:△△△(株)		10/11	不存在	不存在	市民税課
340	10/4	請求	宮崎市本庁舎駐車場管理業務委託契約書(平成24年度分)		10/16	部分公開	第7条第3号	管財課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
341	10/4	請求	平成24年8月26日～10月3日までに新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		10/9	公開		保健衛生課
342	10/4	請求	宮崎市内で平成24年8月26日から平成24年10月3日までに新規申請のあった飲食店リスト ・屋号、住所、電話番号、申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		10/10	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
343	10/4	請求	飛江田山内川線道路改良工事(6工区)の金入り設計書		10/9	公開		土木課
344	10/4	申出	大淀処理場余剰ガス燃焼装置改築更新工事の金入り設計書		10/18	公開		下水道施設課
345	10/4	請求	平成24年9月28日入札実施の防虫防腐着色塗料の入札結果について		10/10	公開		契約課
346	10/5	請求	平成22年11月30日付宮開指令第29号4にて許可している開発行為の許可申請書類一式		10/17	部分公開	第7条第2号及び第3号	開発指導課
347	10/5	請求	バイクの登録の有無について		10/11	公開		市民税課
348	10/9	請求	モーターボート競争法にかかる全員協議会会議録について	11/30まで	10/31	公開		議事調査課
349	10/3	請求	宮崎市内において平成24年7月1日から平成24年9月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法(仮設除く)、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		10/4	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
350	10/11	申出	平成24年7月1日から平成24年9月30日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		10/16	部分公開	第7条第2号	区画整理課
351	10/11	請求	合流地区管渠改築工事(24-3) 合流地区管渠改築工事(24-4) 上記の金額入設計書		10/29	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
352	10/11	請求	法人基本台帳 (会社)〇〇〇(株) 1.所在地 2.事業概要 3.代表者 4.本店及び支店(営業所)		10/18	部分公開	第7条 第3号	市民税課
353	10/11	請求	宮崎市田野町二ツ山の歩道未整備箇所に係る 県に対する要望の内容について。(平成21年度)		10/24	公開		土木課
354	10/12	請求	バイクの登録の有無について		10/18	公開		市民税課
355	10/15	請求	合流地区管渠改築工事(24-4)の金額入設計書		10/29	公開		下水道 整備課
356	10/15	請求	合流地区管渠改築工事(24-1)の金額入設計書		10/29	公開		下水道 整備課
357	10/15	申出	建築計画概要書 国際確認検査センター CIAS011660 号 平成 24 年 9 月 21 日付分		10/29	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
358	10/15	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		10/29	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
359	10/17	請求	・合流地区管渠改築工事(23-4) ・合流地区管渠改築工事(24-4) 上記の金額入設計書		10/29	公開		下水道 整備課
360	10/17	請求	平成23年度 〇〇〇自治会が申請した補助金の 申請書類一式及び決定通知書について 但し、備品購入に関するもの 平成23年度 〇〇〇自治会が申請した補助金の 報告書類一式及び確定通知書について 但し、備品購入に関するもの		10/23	部分公開	第7条 第2号	地域 コミュニティ課
361	10/17	請求	平成13年度から平成22年度の決算カード 平成19年度から平成23年度の地方交付税算 定台帳 平成23年度決算総括表 ①健全化判断比率の状況 " ②連結実質赤字比率等の状況 " ③実質公債比率の状況 " ④結果負担比率の状況		10/19	公開		財政課
362	10/18	請求	木花処理場水処理施設3池増設工事(土木・建 築)の金入り設計書		10/31	公開		下水道 施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
363	10/18	請求	宮崎市内で食品衛生法にかかる乳類販売業を取得した事業所全ての屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 (ただし、10月18日現在)		10/24	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
364	10/19	請求	宮崎市都市整備部 区画整理課の付保する損害保険証券 (平成23、24年度分)		10/30	部分公開	第7条第3号	区画整理課
365	10/19	請求	・排水機場管理に係る傷害保険保険証(H24、24年度分) ・上記保険に係る排水機場運転記録簿(H22、23年度分) ・地籍調査地権者に係る国内旅行傷害保険保険証 ・上記保険に係る執行実績(H23、24年度分) ・道路賠償責任保険被保険者証(H23、24年度分)		10/30	部分公開	第7条第3号	農村整備課
366	10/19	請求	田野町地番図 平成18年1月1日現在		10/31	公開		田野・市民福祉課
367	10/19	請求	宮崎市議会議員の視察報告書 (平成23年度政務調査費を使った視察 国内、海外とも)		11/8	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
368	10/19	請求	宝塔山公園線道路改良工事(8工区)の金額入り工事設計書		11/1	公開		佐土原・建設課
369	10/23	請求	木花処理場水処理施設3池増設工事(土木・建築)の金入り設計書		10/31	公開		下水道整備課
370	10/23	請求	加江田保育園園舎改築工事に係る入札結果について		11/2	部分公開	第7条第2号及び第3号	子ども課
371	10/23	請求	平成24年1月1日～平成24年10月23日までに新規で営業許可を取得したもののうち、次の事項 【業種】飲食店営業 【項目】屋号、営業所所在地、営業所電話番号、内容名称		10/29	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
372	10/24	申出	平成 10 年 9 月 14 日受付 第 389 号境界確認願及び現地査定調書 宮崎市〇〇〇番地		10/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地 管理課
373	10/24	請求	村角町水窪線の寄付関係書類 (登記承諾書、寄付証書、印鑑証明書、地籍測量図) 宮崎市〇〇〇番地、△△△番地、□□□番地		10/29	部分公開	第 7 条 第 2 号	道路 維持課
374	10/24	請求	平成 24 年 9 月 4 日から 10 月 3 日までに理美容営業確認を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者氏名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、確認年月日		10/29	公開		保健 衛生課
375	10/24	請求	平成 24 年 9 月 4 日から 10 月 3 日までに飲食店営業許可を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、許可年月日 ただし自動販売機、移動販売、催事販売、コンビニを除く		10/29	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健 衛生課
376	10/24	請求	下那珂 2 号污水幹線(24-5 工区)外下水道管布設工事の金額入り工事設計書		10/30	公開		下水道 整備課
377	10/24	請求	バイクの登録の有無について		10/26	公開		市民税課
378	10/25	請求	下記の事業者の行商の登録の有無及び、登録があった場合はその内容 ①〇〇〇販売店 △△△氏 (営業所:宮崎市□□□番地) ②◇◇◇販売店 ◎◎◎氏 (営業所:宮崎市▽▽▽番地)		10/29	公開		保健 衛生課
379	10/25	請求	宮崎市役所印刷室に設置している製本印刷機の契約内容 製本印刷機の平成 22 年度、23 年度の月毎の印刷枚数がわかる資料		10/31	部分公開	第 7 条 第 3 号	総務 法制課
380	10/26	請求	下記の許可営業(乳類販売業) (営業所在地)宮崎市〇〇〇番地 (屋号)△△△販売店 (申請者)□□□に係る (1)営業許可申請書(写) (2)食品衛生責任者届書(写)		10/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健 衛生課
381	10/29	請求	合流地区管渠改築工事(24-6)の金額入設計書		11/9	公開		下水道 整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
382	10/29	請求	下那珂 2 号汚水幹線(24-4 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		11/2	公開		下水道整備課
383	10/29	請求	合流地区管渠改築工事(24-7)の金額入設計書		11/9	公開		下水道整備課
384	10/29	請求	合流地区管渠改築工事(24-6)の金額入設計書		11/9	公開		下水道整備課
385	10/29	請求	法人設立変更等申告書 ①1.(所在)宮崎市〇〇〇番地 2.(会社)(株)△△△ ②所在 宮崎市□□□番地 公益財団法人(◇◇◇協会)		11/5	部分公開	第 7 条 第 3 号	市民税課
386	10/29	請求	宮崎市内で食品衛生法にかかる (1)菓子製造業 (2)飲食店営業 (3)めん製造業の事業所全てにかかる下記の事項 ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		11/7	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
387	10/30	請求	宮崎市内で平成 24 年 2 月 3 日から 10 月 30 日までに新規確認を受けた理美容所の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋番号 ・申請書の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、申請者名(又は法人名)		11/7	公開		保健衛生課
388	10/31	請求	平成 24 年 10 月 4 日から 10 月 31 日までに理美容営業確認を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者氏名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、確認年月日		11/6	公開		保健衛生課
389	10/31	請求	平成 24 年 10 月 4 日から 10 月 31 日までに飲食店営業許可を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、許可年月日。ただし自動販売機、移動販売、催事販売、コンビニを除く		11/6	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
390	10/31	請求	食品衛生法にかかる乳類販売業(行商含む)について、宮崎市庁舎内で販売する下記業者の承継人、臨時(アルバイト含む)従業員及び家族の住所、氏名 店舗名:〇〇〇販売店		11/7	不存在	不存在	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
391	10/31	請求	宮崎市役所庁舎内で職員に飲料等を配達する業者について ・庁内における登録の有無 ・業者の代表者の同意書の有無 ・管財課の庁内配達許可書の有無 以上について示した文書		11/12	公開		管財課
392	10/31	請求	建築計画概要書 市 513 号(S48.6.5)		11/5	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
393	11/1	請求	宮崎市〇〇〇番地の境界立会申請書 平成 24 年 10 月 10 日受付 第 1-456 号		11/2	公開		用地管理課
394	11/2	申出	宮崎市〇〇〇番地所在 (株)△△△ 定期検査報告書(昇降機の書類一式)		11/8	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	建築指導課
395	11/2	申出	消防用設備等点検結果報告書(平成 20 年～平成 23 年) 対象物:〇〇〇 宮崎市△△△番地		11/9	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	南消防署
396	11/2	請求	バイクの登録の有無について		11/8	公開		市民税課
397	11/2	請求	建築計画概要書 市 1734 号(昭和 55 年 9 月 25 日) 市 2338 号(平成 3 年 3 月 4 日)		11/5	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
398	11/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 (地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H24 年 10 月 1 日～H24 年 10 月 31 日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) (内容)・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		11/7	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
399	11/5	請求	平成 24 年 10 月 4 日から 11 月 4 日までに新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		11/7	公開		保健衛生課
400	11/5	請求	宮崎市内で平成 24 年 10 月 4 日から平成 24 年 11 月 4 日までに新規申請のあった飲食店リスト ・屋号、住所、電話番号、申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		11/7	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
401	11/5	申出	建築計画概要書 BVJ-F12-10-0747号平成24年9月28日 ERI12034531号平成24年10月4日 ERI12040551号平成24年9月28日 ERI12041991号平成24年10月11日 宮崎市469号平成24年10月19日、486号平成24年10月25日		11/16	部分公開	第7条第2号	建築指導課
402	11/5	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		11/16	部分公開	第7条第2号	建築指導課
403	11/5	請求	バイクの登録の有無について		11/14	公開		市民税課
404	11/5	請求	バイクの登録の有無について		11/14	公開		市民税課
405	11/5	申出	宮崎市内で平成24年10月1日～平成24年10月31日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		11/7	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
406	11/5	申出	平成24年8月1日から平成24年10月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		11/14	部分公開	第7条第2号	区画整理課
407	11/7	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成24年10月1日～平成24年10月31日		11/9	部分公開	第7条第2号	建築指導課
408	11/7	請求	宮崎市〇〇〇番地の家屋平面図(5棟)		11/13	部分公開	第7条第2号	資産税課
409	11/7	請求	・ばい煙発生施設届出一覧(宮崎市) 工場名、所在地、種類、燃料 ・VOC発生施設届出一覧(宮崎市) 工場名、所在地、種類		11/15	公開		環境保全課
410	11/8	請求	清武総合運動公園第5駐車場外実施設計業務委託の金額入り設計書		11/19	公開		公園緑地課
411	11/8	請求	・宮崎みたま園外台帳整備業務委託の金入り設計書 ・木原河川緑地外台帳整備業務委託の金入り設計書		11/15	公開		公園緑地課
412	11/8	請求	平成24年度仁庄屋地区ため池等整備事業計画概要書作成業務委託の金額入り設計書		11/16	公開		農村整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
413	11/8	請求	宮崎処理区外下水道台帳作成業務委託の金額入設計書		11/16	公開		下水道整備課
414	11/9	請求	平成 22 年度宮崎駅前地区自治会自治公民館器具備品購入費の自治会申請書及び決定書、報告書、確定通知書			取り下げ		地域コミュニティ課
415	11/9	申出	ホリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の一覧データ		11/14	公開		廃棄物対策課
416	11/12	請求	開札調査:木花処理場水処理施設 3 池造設工事(土木・建築)		11/21	公開		下水道施設課
417	11/13	申出	平成 16 年 12 月 10 日付宮都指令第 11 号 9 にて都市計画法第 29 条の許可を受けている区域の都市計画法第 32 条の同意・協議書(公共施設の管理予定者・土地の帰属先が確認できるもの)		11/15	部分公開	第 7 条第 3 号	開発指導課
418	11/14	請求	平成 21 年度及び平成 22 年度 〇〇〇自治公民館及び〇〇〇自治会の ・宮崎市自治公民館建設費補助金 ・宮崎市自治公民館空調機器等設置補助金 ・宮崎市自治公民館用地取得費補助金 に関する申請書及び決定書、並びに報告書、確定通知書		11/27	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 4 号	地域コミュニティ課
419	11/14	請求	平成 24 年度 工番(更) 第 6 号 県道宮崎高鍋線配水管布設替工事(その 1) 上記の積算根拠(金額入り設計書)		11/28	公開		水道整備課
420	11/14	請求	宮崎市フェニックス自然動物園プール改修工事のうち機械設備工事 上記の積算根拠(金額入り設計書)		11/20	公開		公園緑地課
421	11/15	請求	社会福祉法人〇〇〇 平成 21 年度～平成 23 年度の ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書		11/27	公開		福祉総務課
422	11/16	請求	営業相続承継届 店舗名:〇〇〇販売店		11/27	非公開	不存在	保健衛生課
423	11/16	請求	平成 24 年度 工番(更) 第 54 号 市道佐土原駅那珂線配水管布設替工事(その 2)の金入り設計書		11/30	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
424	11/16	請求	平成 24 年 4 月 1 日以降の ・固定資産評価審査委員会名簿 ・固定資産評価審査委員会の議事録の全て		11/30	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	特別滞納 整理課
425	11/19	請求	①宮崎市〇〇〇番地及び分筆分すべて ②宮崎市△△△番地及び□□□番地 上記地番に係る永年保存土地台帳		11/29	部分公開	第 7 条 第 2 号	資産税課
426	11/19	請求	平成 24 年度 工番(更)第 7 号 県道宮崎高鍋線配水管布設替工事(その 2) 上記の積算根拠(金額入り設計書)		11/30	公開		水道 整備課
427	11/19	申出	波島 2 丁目 1 街区の住居表示台帳		11/21	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画 整理課
428	11/20	請求	(故)父〇〇〇(納税管理人△△△)に係る平成 2 年重複課税につき△△△に還付した事を証明さ れた証明願の(写)		11/26	公開		納税 管理課
429	11/21	請求	下記店舗の営業許可申請書(写) 店舗名:〇〇〇販売店		11/27	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健 衛生課
430	11/19	申出	建築計画概要書 宮崎市 496 号平成 24 年 10 月 29 日付分 宮崎市 515 号平成 24 年 11 月 5 日付分		11/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
431	11/19	申出	建築計画概要書(平成 24 年 1 月 1 日～直近の ものまで)		11/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
432	11/26	請求	1.(宮崎市敬老バス取扱業務に係る)委託契約 書 2.敬老バス委託料[前年比]		11/27	部分公開	第 7 条 第 3 号	長寿 支援課
433	11/26	申出	平成 24 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日届 出分 宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱第 4 条に基づく建築計画届出書 (要綱第 2 条第 1 項第 4 号に規定されている「指 定建築物」の届出を除く)		12/4	部分公開	第 7 条 第 1 号、 第 2 号 及び 第 3 号	建築 指導課
434	11/26	請求	東部第二土地区画整理事業 今村通線外 3 線道路築造及び整地工事 上記の金入り設計書		12/3	公開		区画 整理課
435	11/26	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理 業務委託の金入り設計書		12/3	部分公開	第 7 条 第 6 号	浄水課
436	11/26	請求	宮崎処理場外造園管理業務委託の金入り設計 書		11/30	部分公開	第 7 条 第 6 号	下水道 施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
437	11/26	請求	大淀処理場外造園管理業務委託の金入り設計書		11/30	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
438	11/26	請求	学園通線外 61 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	道路維持課
439	11/26	請求	大塚台1号線外 45 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	道路維持課
440	11/26	請求	鍋ヶ谷相ヶ迫線外 22 線草刈業務委託の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	道路維持課
441	11/26	請求	下江上畑線外 20 線草刈業務委託の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	道路維持課
442	11/26	請求	大塚下川原線外 6 線草刈業務委託の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	道路維持課
443	11/26	請求	学園通線外 12 線草刈業務委託の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	道路維持課
444	11/26	請求	蓮ヶ池史跡公園管理業務委託の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
445	11/26	請求	大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤)の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
446	11/26	請求	大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園)の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
447	11/26	請求	都市公園等管理業務委託(平原公園外)の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
448	11/26	請求	生日古墳群史跡公園等管理業務委託の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
449	11/26	請求	都市公園等管理業務委託(天神山公園外)の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
450	11/26	請求	都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
451	11/27	請求	宮崎駅前地区自治公民館の「平成 22 年度 空調機器等設置補助金」についての見積書及び領収書 他申請書類一式		11/29	部分公開	第7条第2号及び第4号	地域コミュニティ課
452	11/28	申出	ホリ塩化ビフェル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(保管事業者用)に関する一覧データ		12/3	公開		廃棄物対策課
453	11/30	申出	宮崎市〇〇〇番地△△△附近基図		11/30	公開		道路維持課
454	12/3	請求	木花処理場水処理施設 3 池増設工事(土木・建築)の金入り設計書		12/11	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
455	12/3	請求	上加納小学校線道路改良工事(橋梁:下部工)の金入り設計書		12/5	公開		清武・建設課
456	12/3	請求	・準用河川産母川河川改修工事 ・飛江田山内川線道路改良工事(7-1 工区) ・花ヶ島山崎線道路改良工事(3 工区)但し排水工 上記の金入り設計書		12/13	公開		土木課
457	12/3	請求	平成 24 年度 錦町通線歩道段差改善工事(8 工区)の金入り設計書		12/4	公開		道路維持課
458	12/3	請求	清武総合運動公園テニスコート整備工事(13 工区舗装工事)の金入り設計書		12/12	公開		公園緑地課
459	12/3	請求	高岡大淀主要幹線(24-6 工区)外下水道管布設工事 下那珂 2 号汚水幹線(24-4 工区)外下水道管布設工事 高岡 4 号汚水幹線(24-2 工区)外下水道管布設工事 清武 1 号汚水幹線(24-5 工区)下水道管布設工事 高岡 1 号汚水幹線(24-1 工区)外下水道管布設工事 高岡 2 号汚水幹線(24-1 工区)外下水道管布設工事 上記の金入り設計書		12/17	公開		下水道整備課
460	12/3	申出	建築計画概要書 宮崎市 553 号 平成 24 年 11 月 16 日付分 宮崎市 554 号 平成 24 年 11 月 16 日付分		12/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
461	12/3	申出	建築計画概要書(平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		12/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
462	12/3	申出	有料老人ホームの重要事項説明書における、居室の面積が記載されている頁		12/7	公開		長寿支援課
463	12/4	請求	宮崎市の集成写真図		12/10	公開		都市計画課
464	12/4	請求	平成 24 年 4 月 1 日以降開催された固定資産評価審査委員会の議事資料の全て		12/17	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	特別滞納整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
465	12/4	請求	平成24年11月1日から11月30日までに新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		12/7	公開		保健衛生課
466	12/4	請求	宮崎市内で平成24年11月1日から平成24年11月30日までに新規申請のあった飲食店リスト ・屋号、住所、電話番号、申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		12/7	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
467	12/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 (地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H24年11月1日～H24年11月30日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) (内容)・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		12/6	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
468	12/6	請求	平成24年11月1日から11月30日までに理美容営業確認を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者氏名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、確認年月日		12/7	公開		保健衛生課
469	12/6	請求	平成24年11月1日から11月30日までに飲食店営業許可を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、許可年月日。ただし自動販売機、移動販売、催事販売、コンビニを除く		12/7	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
470	12/6	申出	宮崎市内で平成24年11月1日～平成24年11月30日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		12/10	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
471	12/6	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成24年11月1日～平成24年11月30日		12/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
472	12/6	請求	(仮称)高岡西部地区コミュニティ施設整備工事の内電気設備工事 設計書(金入り)		12/11	公開		地域コミュニティ課
473	12/6	請求	(仮称)高岡西部地区コミュニティ施設整備工事の内非常電源、外構電気設備工事 設計書(金入り)		12/11	公開		地域コミュニティ課
474	12/7	申出	宮崎市集成写真図		12/10	公開		都市計画課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
475	12/10	申出	PCB 保管事業場保管状況届出リストの平成 24 年版(事業場情報と届出者情報及び PCB 廃棄物の種類と数量と保管容器の性状)		12/14	公開		廃棄物対策課
476	12/11	請求	①標準宅地番号 33-0721 の場所を変更した経緯がわかる議事録等の関係書類一式 ②平成 24 年 10 月 19 日宮資第 197 号 再弁明書 5 ページ 15 行目について検討の経緯がわかる議事録および下落率 0%の根拠となる資料等の関係書類一式		12/25	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号 不存在	資産税課
477	12/11	請求	③平成 20 年 1 月 1 日の標準宅地番号 33-0721 宮崎市大字小松字上川原 1061 番地 1 外鑑定評価書において、実地調査証書等、一連の資料一式		12/25	部分公開	不存在	資産税課
478	12/12	請求	下記店舗の営業許可申請にかかる関係書類(写) 店舗名:○○○販売店		12/14	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
479	12/12	請求	法人設立(法人異動(変更)届) 本店所在 都城市○○○番地 (会社)△△△株式会社 上記に係る支店の届出書(支店所在地)12 月 1 日現在		12/21	非公開	不存在	市民税課
480	12/14	請求	宮崎処理区管渠更正工事(24-1)の金入り設計書		12/26	公開		下水道整備課
481	12/14	請求	平成 24 年度月見ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事の金入り設計書		12/19	公開		道路維持課
482	12/17	申出	建築計画概要書(平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		12/28	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
483	12/17	請求	ケアホーム○○○における市の指導事項通知書及び施設からの改善報告書		12/27	部分公開	第 7 条 第 3 号 及び 第 4 号	長寿支援課
484	12/18	請求	高岡 1 号汚水幹線(24-1 工区)外下水道管布設工事の金額入り設計書		12/28	公開		下水道整備課
485	12/20	請求	社会福祉法人凌雲堂の、平成 24 年 3 月期(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日)、平成 22 年 3 月期(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日)の決算書類のうち現況報告書、貸借対照表、事業活動収支計算書及び財産目録現況報告書については平成 23 年度分のみ		12/27	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
486	12/20	請求	社会福祉法人〇〇〇の決算書(直近3期分) ・直近分 全ての決算書 ・21、22 年度 貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、財産目録		12/27	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	福祉 総務課
487	12/21	請求	入札結果一覧表 平成19年度から平成24年度まで		12/25	公開		契約課
488	12/21	請求	平成24年度 高岡1号汚水幹線(24-1 工区)外下水道管布設工事 高岡大淀主要幹線(24-2 工区)外下水道管布設工事 高岡大淀主要幹線(24-3 工区)下水道管布設工事 上記の金入り設計書		12/27	公開		下水道 整備課
489	12/21	請求	飛江田山内川線道路改良工事(7-1 工区)の金入り設計書		12/26	公開		土木課
490	12/21	請求	東部第二土地区画整理事業 今村通線外3線道路築造及び整地工事 金入り実施設計書(当初)		12/25	公開		区画 整理課
491	12/21	請求	準用河川産母川河川改修工事の金入り設計書		12/26	公開		土木課
492	12/26	申出	昭和56年3月(宮崎市道路台帳(基図)) No.54-4(所在地)宮崎市〇〇〇番地に係る航空写真及び撮影年月日並納入業者(所在名)		12/27	公開		道路 維持課
493	12/26	請求	平成24年3月19日納税管理課が作成した所在地(物件)宮崎市〇〇〇番地(昭和37年築 未登記) 所有者(故)△△△に係る納税及び還付に関する回答書		1/4	公開		納税 管理課
494	12/27	申出	宮崎市内における医薬品店舗販売業者の一覧 内容:店舗名称、店舗所在地(郵便番号含む)、店舗電話番号、店舗FAX番号、許可有効期間		1/8	公開		保健 総務課
495	12/28	請求	宮崎市上下水道局告示 第83号 件名:大淀処理場消化ガス発電設備新設工事の金入り設計書		1/7	公開		下水道 施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
496	1/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 (地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H24年12月1日～H25年12月31日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) (内容)・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		1/8	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
497	1/8	請求	平成24年12月1日から12月31日までに新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		1/11	公開		保健衛生課
498	1/8	請求	宮崎市内で平成24年12月1日から平成24年12月31日までに新規申請のあった飲食店リスト ・屋号、住所、電話番号、申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		1/9	公開		保健衛生課
499	1/8	請求	①平成24年度の自治会補助金対象世帯数届 ②〇〇〇自治会に係る許可通知書及び認可申請書(申請書に添付のあった規約、総会議事録、保有予定資産目録、承諾書及び区域図を含む) ③平成21年度から24年度までの自治会補助金に係る補助金等交付決定書		1/22	部分公開	第7条第2号及び第3号	地域コミュニティ課
500	1/8	請求	宮崎市教育委員会生涯学習課嘱託職員に関する条例・規則・内規・給与業務内容 種別 公民館嘱託職員・図書館嘱託職員〔館別の司書を含む〕 期間 平成17年度～平成24年度 ※但し変更なき場合は公開を必要としない		1/17	公開		生涯学習課
501	1/8	請求	宮崎市地域コミュニティ課嘱託職員に関する条例・規則・内規・給与業務内容 種別 公民館嘱託職員・図書館嘱託職員〔館別の司書を含む〕 期間 平成17年度～平成24年度 ※但し変更なき場合は公開を必要としない		1/16	不存在	不存在	地域コミュニティ課
502	1/7	申出	建築計画概要書 宮崎市 602号 平成24年12月12日		1/17	部分公開	第7条第2号	建築指導課
503	1/7	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		1/17	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
504	1/7	請求	宮崎市内において平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 28 日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法(仮設除く)、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		1/11	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	保健衛生課
505	1/9	申出	平成 24 年 10 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日		1/11	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	保健衛生課
506	1/9	申出	宮崎市内で平成 24 年 12 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		1/11	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	保健衛生課
507	1/9	請求	平成 24 年度 南部地区道路舗装維持修繕工事(後期)の金入り設計書		1/23	公開		道路維持課
508	1/9	請求	宮崎市立宮崎港小学校屋外運動場整備工事の金入り設計書		1/15	公開		教委・企画総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
509	1/9	申出	高岡 1 号汚水幹線(24-2 工区)外下水道管布設工事 高岡 2 号汚水幹線(24-1 工区)外下水道管布設工事 高岡 4 号汚水幹線(24-2 工区)外下水道管布設工事 高岡 4 号汚水幹線(24-3 工区)外下水道管布設工事 加納汚水幹線(24-3 工区)外下水道管布設工事 清武 1 号汚水幹線(24-5 工区)下水道管布設工事 高岡 2 号汚水幹線(24-2 工区)下水道管布設工事 高岡 1 号汚水幹線(24-1 工区)外下水道管布設工事 高岡大淀主要幹線(24-7 工区)外下水道管布設工事 木原 1 号汚水幹線(24-1 工区)下水道管布設工事 上記の金入り設計書		1/31	公開		下水道整備課
510	1/10	請求	資産税課が作成した、下記に係る沿革概要図 〔所在地〕宮崎市〇〇〇番地及び△△△番地 〔物件〕未登記倉庫 〔所有者〕(故)□□□ (合)◇◇◇店		1/17	公開		資産税課
511	1/10	請求	富吉跡江線道路改良工事(1 工区)但し水路工における金額入り設計書		1/11	公開		土木課
512	1/10	請求	平成 24 年度舗装打換工事(松小路江原線)における金額入り設計書		1/21	公開		佐土原・建設課
513	1/15	申出	平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		1/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
514	1/15	請求	固定資産評価審査委員会として、調査、検証、検討等を行った内容が判る関係書類のうち、情報公開請求書別紙 1 記載の①から⑥まで及び⑧の事項に係るもの		1/28	不存在	不存在	特別滞納整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
515	1/15	請求	固定資産評価審査委員会として、調査、検証、検討等を行った内容が判る関係書類のうち、情報公開請求書別紙 1 記載の⑦の事項に係るもの		1/28	公開		特別滞納整理課
516	1/15	請求	①宮崎市〇〇〇番地の土地の平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度の登録価格(評価額)が変更となっているので、変更の根拠となった資料及び変更手続きに関する資料 ②旧宮崎市の土地で①と同様、平成 22 年度、平成 23 年度の登録価格の変更を行った土地の一覧表(その変更理由が判るもの)		1/28	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号 不存在	資産税課
517	1/15	請求	③平成 21 年度及び平成 24 年度の標準宅地の見直しに係る資料(固定資産評価替え事業業務報告書)		1/28	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号 不存在	資産税課
518	1/8	請求	①宮崎市特別食の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 ②宮崎市嘱託員に関する要綱 ③宮崎市公民館等館長設置要綱 ④宮崎市公民館等社会教育指導員等設置要綱 ⑤宮崎市佐土原交流プラザ等嘱託員に関する要綱 ⑥宮崎市立図書館嘱託員設置要綱 ⑦宮崎市立佐土原図書館嘱託員設置要綱	2/7 まで	2/6	公開		生涯学習課
519	1/8	請求	宮崎市地域コミュニティ課嘱託職員に関する条例・規則・内規・給与業務内容 種別 公民館嘱託職員・図書館嘱託職員〔館別の司書を含む〕 期間 平成 17 年度～平成 24 年度 ※但し変更なき場合は公開を必要としない 平成 17 年度当初のもの、その後変更があったもの全て		1/16	不存在	不存在	地域コミュニティ課
520	1/15	申出	宮崎市〇〇〇番地の借家人移転補償契約に関する書類		1/28	部分公開	第 7 条 第 2 号	市街地整備課
521	1/16	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 24 年 12 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日		1/21	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
522	1/17	請求	清武1号汚水幹線(24-5 工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		1/29	公開		下水道整備課
523	1/7	請求	宮崎市内において平成24年10月1日から平成24年12月28日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法(仮設除く)、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		1/15	公開		保健衛生課
524	1/18	請求	平成24年12月28日付で作成した「宮崎市固定資産税台帳証明更正申出書」についての起案文書		1/23	公開		資産税課
525	1/18	請求	健康支援課が行う病院側での問診する際のマニュアル及び検針表		1/23	公開		健康支援課
526	1/18	申出	昭和63年12月1日受付 第1-670号境界立会申請書(宮崎市〇〇〇番地) 昭和63年12月1日受付 第785号現地査定調書(宮崎市△△△番地)		1/23	部分公開	第7条 第2号	用地管理課
527	1/21	申出	建築計画概要書 BVJ-F12-10-1231号 平成24年12月26日付 宮崎市 642号 平成24年12月27日		2/1	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
528	1/21	申出	建築計画概要書 (平成24年1月1日～直近のものまで)		2/1	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
529	1/21	請求	「住居新築届」「住居表示台帳」 ただし、宮崎市住居表示に関する条例第3条、宮崎市住居表示に関する条例施行規則第3条にもとづき、平成24年10月1日から平成24年12月31日までに届け出のあったもの		1/28	部分公開	第7条 第2号	区画整理課
530	1/24	請求	道の駅高岡 ビタミン館 決算資料 (平成24年3月期)		1/30	公開		高岡・農林水産課
531	1/23	請求	垂水公園桜まつり開催補助関係書類一式 (平成19年度～平成21年度)		1/24	部分公開	第7条 第2号	観光課
532	1/23	請求	垂水公園振興会(前会長)に対し交付された補助金(平成19年度～平成23年度の5年間分)について、所管課別に補助金の名称、金額、振込日、金融機関名、口座番号等関係書類一式		1/24	部分公開	第7条 第2号	公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
533	1/23	請求	垂水公園振興会(前会長)に交付された平成 19・20・22・23 年度場外車券売場周辺環境整備事業補助について、補助金の名称、金額、振込日、金融機関名、口座番号、申請書類等関係書類一式		1/24	部分公開	第 7 条 第 2 号	地域 コミュニティ課
534	1/23	請求	垂水公園振興会(前会長)に交付された平成 22・23 年度垂水公園桜まつり事業補助について、補助金の名称、金額、振込日、金融機関名、口座番号、申請書類等関係書類一式		1/24	公開		北地域 センター
535	1/23	請求	2012 年 11 月までに、宮崎市で請求された〇〇〇行政書士名による戸籍謄本・住民票職務上請求書および 2005 年～2009 年までに、宮崎市で請求された△△△行政書士名による戸籍謄本・住民票等職務上請求書		2/1	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	市民課
536	1/25	請求	法人設立変更等申告書について 1.(株)〇〇〇		2/1	部分公開	第 7 条 第 3 号	市民税課
537	1/25	請求	・宮崎市自然休養村センター条例 ・宮崎市自然休養村センター条例施行規則 ・宮崎市自然休養村センターの管理運営に関する基本協定書 ・宮崎市自然休養村センターの管理運営業務仕様書 ・宮崎市自然休養村センターの管理運営に関する年度協定書 ・宮崎市自然休養村センター指定管理者に係る法人登記現在事項全部証明書 ・宮崎市自然休養村センター指定管理者に係る法人登記履歴事項全部証明書		2/5	部分公開	第 7 条 第 3 号	森林 水産課
538	1/28	請求	食品衛生法に係る下記店舗の飲食店営業許可書の取得状況について 店舗名:〇〇〇店 ・許可番号、営業所所在地、許可期間		1/30	公開		保健 衛生課
539	1/29	請求	平成 24 年度フェニックス保全対策事業 薬剤散布業務委託の金入り設計書		2/5	部分公開	第 7 条 第 6 号	景観課
540	1/29	請求	平成 24 年度宮崎市営住宅樹木剪定外管理業務委託(大淀川以南)の金入り設計書		2/1	部分公開	第 7 条 第 6 号	住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
541	1/29	請求	平成 24 年度 大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤) 都市公園等管理業務委託(垂水公園外) 生日古墳群史跡公園等管理業務委託 上記の金入り設計書		2/5	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園 緑地課
542	1/29	請求	下那珂汚水準幹線(24-11 工区)下水道管布設 工事 下那珂汚水準幹線(24-13 工区)下水道管布設 工事 上記の金入り設計書		2/6	公開		下水道 整備課
543	1/29	請求	国道 10 号線 ^{ハイパス} 配水管布設工事の金入り設計書		2/6	部分公開	第 7 条 第 6 号	水道 整備課
544	1/15	請求	平成 24 年 9 月 20 日の固定資産評価審査委員会会議録の評価庁の説明の詳細が判る資料作成しないのであれば、作成しない理由を記した書面(審査長名による)		1/28	不存在	不存在	特別滞納 整理課
545	1/15	請求	平成 24 年 11 月 30 日以降に開催された固定資産評価審査委員会の議事録および記事資料の全て		1/28	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	特別滞納 整理課
546	1/30	請求	宮崎市税務部長宛に提出している 「宮崎市固定資産税課税台帳証明更正申出書」		2/7	公開		資産税課
547	2/1	請求	・緑の募金緑化事業申出書 ・緑の募金緑化事業認定書 ・緑の募金緑化事業実施報告書 ・助成金請求書 ・振込受付書 ・事業検査調書 ・工事写真帳		2/6	公開		森林 水産課
548	2/1	請求	建築確認申請に関する件		2/7	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
549	2/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日		2/6	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
550	2/1	請求	(仮称)青島参道南側広場整備工事(植栽外工事)金入り設計書		2/4	公開		公園 緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
551	2/4	申出	宮崎市内で平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		2/6	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
552	2/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 (地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H25 年 1 月 1 日～H25 年 1 月 31 日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) (内容)・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		2/6	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
553	2/4	申出	建築計画概要書 ERI12053120 号 平成 24 年 12 月 28 日		2/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
554	2/4	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		2/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
555	2/5	申出	昭和 45 年 宮崎市現況図(郡司分周辺) 昭和 50 年 宮崎市現況図(郡司分周辺)		2/12	公開		都市計画課
556	2/6	請求	残地又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書(〇〇〇(株)及び(株)△△△)		2/12	部分公開	第 7 条 第 3 号	森林水産課
557	2/6	請求	特定粉じん排出等作業実施届出書		2/7	公開		環境保全課
558	2/7	請求	平成 25 年 1 月 1 日から 1 月 31 日までに新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		2/12	公開		保健衛生課
559	2/7	請求	宮崎市内で平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までに新規申請のあった飲食店リスト ・屋号、住所、電話番号、申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		2/8	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
560	2/7	請求	宮崎市内における美容所全店リスト(廃止以外) ・美容室名 ・開設者氏名(または名称) ・郵便番号及び住所 ・電話番号		2/19	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
561	2/8	請求	平成 24 年 11 月 21 日及び 11 月 22 日付けで税務部長宛に提供している「宮崎市固定資産税課税台帳証明更正申出書」に係る精査資料		2/21	公開		資産税課
562	2/12	申出	平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		2/19	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画 整理課
563	2/12	請求	小中学校ネットワーク機器賃貸借(東大宮櫛地区)の入札結果について(日通商事の入札金額)		2/18	公開		契約課
564	2/12	請求	宮崎市道舗装切断時に発生する濁水の処理についての資料		2/22	部分公開	第 7 条 第 3 号	道路 維持課
565	2/13	請求	国道 10 号線バイパス配水管布設工事(第 1 回変更)の金入り設計書		2/27	公開		水道 整備課
566	2/14	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約 4 月～9 月)の金入り設計書		2/19	公開		水道 整備課
567	2/14	請求	平成 24 年度 北部地区道路舗装維持修繕工事(前期)の金入り設計書		2/22	公開		道路 維持課
568	2/14	請求	橘公園管理業務委託の金入り設計書		2/20	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園 緑地課
569	2/14	請求	平成 24 年度 錦町通線外 36 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		2/22	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路 維持課
570	2/14	請求	下那珂汚水準幹線(24-12 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		2/25	公開		下水道 整備課
571	2/14	申出	〇〇〇ホテル 1.旅館業法上の許可(許可年月日・許可番号・申請者) 2.公衆浴場法上の許可(許可年月日・許可番号・申請者) 3.温泉利用許可(許可年月日・許可番号・申請者)全て		2/15	公開		保健 衛生課
572	2/18	申出	〇〇〇株式会社が宮崎市に提出した残地森林等の管理に関する協定		3/1	部分公開	第 7 条 第 3 号	森林 水産課
573	2/18	請求	宮崎市と(株)〇〇〇及び(株)△△△が締結した残地又は造成する森林(緑地)についての権利等の譲渡、継承の届出文書		3/1	不存在	不存在	森林 水産課
574	2/19	申出	建築計画概要書 ERI12060651 号 平成 25 年 1 月 28 日		3/5	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
575	2/19	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		3/5	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
576	2/19	申出	<p><ホテル〇〇〇>の旅館業法の営業許可に関する次の事項についての開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業施設の名称および所在地 ・営業許可主体の名称(会社名、代表者名) ・営業者の住所 ・営業許可の日付 ・客室数 <p>上記の事項について、当初の営業許可日から現在までの間に変動がある場合は、その変動状況(内容及びその日付)についても明らかにすること(譲渡前施設も含む)</p>		2/21	公開		保健衛生課
577	2/19	請求	東部1号街区公園整備工事の金入り設計書		2/20	公開		公園緑地課
578	2/19	請求	萩の台公園多目的スポーツ広場天然芝生化改設工事(1工区)の金入り設計書		2/20	公開		公園緑地課
579	2/19	申出	動物取扱業者一覧(動物取扱業登録台帳)		2/25	公開		保健衛生課
580	2/20	申出	<p>建築計画概要書</p> <p>市875号(昭和56年7月15日)</p> <p>市1809号(平成10年3月17日)</p>		2/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
581	2/20	請求	宮崎市に所属する自家用電気工作物の全名称、落札した業者及び落札金額(H23年度)		2/25	公開		契約課
582	2/21	申出	宮崎市大字恒久字西原の現地査定調書成果図 昭和54年7月11日受付		2/22	公開		用地管理課
583	2/22	請求	<p>平成14年8月21日受付 第309号</p> <p>宮崎市〇〇〇番地、△△△番地</p> <p>境界確認調書</p>		3/5	部分公開	第7条第2号	用地管理課
584	2/22	申出	<p>平成8年9月17日受付、第3-449号</p> <p>宮崎市〇〇〇番地</p> <p>道路境界(査定)立会申請書</p>		3/5	部分公開	第7条第2号	用地管理課
585	2/22	請求	法人設立変更等届出 株式会社〇〇〇		2/27	不存在	不存在	市民税課
586	2/25	請求	平成24年11月21日及び11月22日付けで税務部長宛に提供している「宮崎市固定資産税課税台帳証明更正申出書」に係る資料		3/4	公開		資産税課
587	2/25	請求	<p>建築計画概要書</p> <p>市619号(平成15年10月30日)</p>		2/25	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
588	2/25	請求	・宮崎市当直業務(本庁舎)委託契約書 ・宮崎市第 5 駐車場及び松橋駐車場管理業務委託契約書(平成 24 年度分)		3/8	部分公開	第 7 条 第 3 号	管財課
589	2/27	申出	ばい煙発生施設一覧 ・工場又は事業所の名称 ・所在地 ・施設の種類 ・燃料		3/8	公開		環境 保全課
590	2/27	請求	小戸之橋架け替え事業に伴う広報・PR 外業務委託の金入り設計書		3/1	公開		市街地 整備課
591	3/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 25 年 2 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日		3/7	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導 課
592	3/1	請求	平成 25 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までに新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、電話番号、申請者氏名、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		3/5	公開		保健 衛生課
593	3/1	請求	宮崎市内で平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日までに新規申請のあった飲食店リスト ・屋号、住所、電話番号、申請者氏名 ・法人であれば、法人名、住所、電話番号		3/5	公開		保健 衛生課
594	3/4	請求	税務部長宛に提出した「宮崎市固定資産税課税台帳証明更正申出書」を確認したことがわかる資料		3/18	不存在	不存在	資産税課
595	3/5	申出	宮崎市内で平成 25 年 2 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		3/11	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健 衛生課
596	3/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 (地域)宮崎市内全域 (対象)飲食店営業(H25 年 2 月 1 日～H25 年 2 月 28 日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) (内容)・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		3/11	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健 衛生課
597	3/5	請求	宮崎市開発審査会付議基準(現行基準 平成 20 年 9 月 19 日宮崎市告示第 376 号)策定の経緯に関する一連の文書		3/11	公開		開発 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
598	3/5	請求	宮崎市〇〇〇番地における開発行為に係る残地又は造成する森林(緑地)の取り扱いについて宮崎市が宮崎県に対して協議を行った事実又は承認を受けた事実等がわかる文書(平成 22 年 11 月 30 日以前)		3/18	不存在	不存在	森林水産課
599	3/5	申出	吉野公民館の建設に係る補助金の実績報告書		3/19	不存在	不存在	地域コミュニティ課
600	3/5	請求	平成 21 年度県営吉野地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業法手続き 上記中の施行申請公告(縦覧した文書)		3/18	公開		農村整備課
601	3/6	請求	平成 24 年度市道花ヶ島山崎線配水管布設工事(その 2)の積算設計書		3/19	公開		水道整備課
602	3/6	申出	建築計画概要書 宮崎市 733 号 H25.3.1		3/19	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
603	3/6	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		3/19	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
604	3/11	申出	建築計画概要書 宮崎県 2926 号(昭和 47 年 11 月 18 日)		3/12	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
605	3/12	申出	・平成 24 年 4 月 26 日実施の量水器の入札結果 ・平成 24 年 12 月 21 日実施の量水器の入札結果		3/18	公開		契約課
606	3/12	請求	南原 3 号街区公園整備工事の金入り設計書と金抜き設計書		3/14	公開		公園緑地課
607	3/12	請求	東部 1 号街区公園整備工事の金入り設計書と金抜き設計書		3/14	公開		公園緑地課
608	3/12	請求	赤江ふれあい広場改修工事(1 工区)の金入り設計書と金抜き設計書		3/14	公開		公園緑地課
609	3/12	請求	(仮称)青島参道南側広場整備工事(植栽外工事)の金入り設計書と金抜き設計書		3/14	公開		公園緑地課
610	3/12	請求	(仮称)青島参道南側広場整備工事(植栽・造成工事)の金入り設計書と金抜き設計書		3/14	公開		公園緑地課
611	3/12	請求	「大淀処理場消化ガス発電設備新設工事」の金入り設計書		3/19	公開		下水道施設課
612	3/13	申出	住居表示台帳 宮崎市〇〇〇番地		3/13	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
613	3/15	請求	税務部長宛に提出した「宮崎市固定資産税課税台帳証明更正申出書」を回覧したことがわかる資料		3/25	非公開	不存在	資産税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
614	3/15	請求	・宮崎銀行からの行政財産目的外使用許可申請書(継続)【平成 24 年度分】 ・宮崎銀行への行政財産目的外使用許可書(案)【平成 24 年度分】		3/26	部分公開	第 7 条 第 3 号	管財課
615	3/15	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約 4 月～9 月)の金入り設計書(平成 25 年度分)		3/25	公開		水道 整備課
616	3/19	請求	平成 24 年度 宮崎市営住宅小牧台団地 53-1・53-2 棟屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		3/27	公開		住宅課
617	3/19	請求	平成 24 年度 宮崎市営住宅大島西団地 174・175 棟屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		3/27	公開		住宅課
618	3/19	請求	平成 24 年度 宮崎市営住宅樹木剪定外管理業務委託(大淀川以北)(単価入り)		3/25	部分公開	第 7 条 第 6 号	住宅課
619	3/19	請求	本郷雨水幹線外草刈等業務委託の金入り設計書		3/25	部分公開	第 7 条 第 6 号	土木課
620	3/19	請求	平成 24 年 11 月 19 日付け「宮崎市固定資産税課税台帳証明更正申出書」に対する回答に係る起案文書及び回答文書		3/25	公開		資産税課
621	3/21	請求	平成 25 年度 南宮崎駅東通線外 31 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		3/25	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路 維持課
622	3/19	申出	建築計画概要書		4/2	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
623	3/19	申出	建築計画概要書 (平成 24 年 1 月 1 日～直近のものまで)		4/2	公開		建築 指導課
624	3/21	請求	宮崎市議会辞職勧告決議案で、議員から議会へ提出された文章及び議案			取り下げ		議事 調査課
625	3/22	請求	①税務部長宛に〇〇〇氏が提出した平成 24 年 11 月 21 日及び 22 日付けの文書が回覧されている記録(書面) ②「宮崎市固定資産税課税台帳証明更正申出書」について、平成 24 年 12 月 28 日付けで通知した通知文書及び起案文書		3/29	部分公開	不存在	資産税課
626	3/25	請求	平成 25 年 3 月現在 ①第 4 庁舎の警備員の氏名が記載された文書 ②第 4 庁舎の警備業務委託の契約書及び仕様書		4/4	部分公開	第 7 条 第 3 号	管財課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
627	3/25	請求	木花処理場水処理施設 3 池増設工事(土木・建築)の金入り設計書(平成 24 年度分)		4/2	公開		下水道施設課
628	3/26	請求	平成 24 年 11 月 1 日から 11 月 30 日までに理美容営業確認を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者氏名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、確認年月日		3/29	公開		保健衛生課
629	3/26	請求	平成 24 年 11 月 1 日から 11 月 30 日までに飲食店営業許可を取得した者の屋号、営業所所在地、申請者名、申請者法人、代表者名、営業所電話番号、指令番号、許可年月日。ただし自動販売機、移動販売、催事販売、コンビニを除く		3/27	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
630	3/28	請求	宮崎市立宮崎港小学校防球ネット設置工事の金入り設計書		4/3	公開		教委・企画総務課
631	3/28	請求	吉村通線(曾師工区)外 2 線用地維持工事 平成 24 年度の単価入設計書		4/3	公開		市街地整備課
632	3/27	請求	建築計画概要書 No.49 昭和 59 年 4 月 9 日		4/3	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課

2 個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成24年度）

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/6	開示	過去2年分の印鑑証明の発行の履歴		4/18	開示		市民課
2	4/9	開示	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書		4/9	開示		開発指導課
3	4/16	開示	医療費に関する情報 (平成21年12月～平成22年8月) 医科及び調剤のレセプト(歯科は除く)		4/16	開示		国保年金課
4	5/1	開示	平成24年1月から3月までの 印鑑登録の発行申請履歴		5/10	開示		市民課
5	5/2	開示	印鑑登録日がわかる書類		5/11	部分開示	不存在	市民課
6	5/10	開示	平成21年5月22日から平成24年5月10日までの戸籍謄本及び戸籍抄本の発行申請に関わるすべての文書		5/24	部分開示	第15条第6号	市民課
7	5/30	開示	家屋評価資料の請求		5/31	開示		資産税課
8	6/5	開示	予防接種台帳		6/8	不開示	不存在	健康支援課
9	6/6	開示	印鑑登録証明の書類一式 平成22年7月29日付け公用の印鑑登録証明書の取得の時に使用された書類一式		6/8	開示		北地域センター
10	6/12	開示	要介護認定に係る主治医意見書		6/13	部分開示	第15条第3号	介護保険課
11	6/20	開示	確認申請に関する全ての資料		6/28	部分開示	第15条第6号	建築指導課
12	6/21	開示	診療報酬明細書		7/2	開示		国保年金課
13	6/29	開示	売買契約書		7/12	部分開示	第15条第6号	管財課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
14	7/4	開示	平成23年1月1日から平成24年7月4日までの住民票及び印鑑登録証明書並びに課税台帳閲覧(名寄せ)の発行履歴とその申請書		7/17	部分開示	不存在	市民課
15	7/4	開示	平成23年1月1日から平成24年7月4日までの住民票及び印鑑登録証明書並びに課税台帳閲覧(名寄せ)の発行履歴とその申請書		7/17	部分開示	不存在	市民課
16	7/4	開示	課税台帳閲覧申請書		7/17	不開示	不存在	資産税課
17	7/4	開示	課税台帳閲覧申請書		7/17	不開示	不存在	資産税課
18	7/9	開示	平成23年5月27日付け宮開指令第2号にて許可している予定建築物等以外の建築等許可申請書類一式		7/13	開示		開発指導課
19	7/10	開示	要介護認定に係る主治医意見書		7/11	部分開示	第15条第3号	介護保険課
20	8/3	開示	売買契約書		8/9	部分開示	第15条第6号	佐土原・地域総務課
21	8/8	開示	予防接種台帳		8/13	不開示	不存在	健康支援課
22	8/9	開示	平成23年4月1日から平成24年8月9日までの住民票の発行履歴とその申請書の写し		8/23	部分開示	第15条第6号	市民課
23	8/17	開示	要介護認定に係る主治医意見書		8/29	部分開示	第15条第3号	介護保険課
24	8/27	開示	平成24年8月10日に発行された税証明交付請求書		8/28	開示		赤江地域センター
25	8/27	開示	平成23年4月1日から平成24年8月27日までの住民票・所得証明書・印鑑登録証明書の発行履歴とその請求の写し 平成22年4月1日から平成24年8月27日までの請求者の実印の変更の届出		9/10	部分開示	不存在	市民課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
26	9/3	開示	印鑑登録にかかる変更前の印影		9/5	開示		市民課
27	9/11	開示	平成 24 年度宮崎市職員採用試験に係る集団面接試験、教養試験、個別面接試験、小論文試験の点数		9/24	開示		人事課
28	9/24	開示	平成 19 年 1 月から死亡に至るまでの国民健康保険証の利用履歴		9/28	開示		国保年金課
29	10/3	開示	異議申立決定通知書(宮社第 214 号)に関する個人情報保護審査会の答申		10/10	開示		社会福祉課
30	10/3	開示	ケース記録票	10/17	10/30	開示		社会福祉課
31	10/9	開示	平成 19 年以降の印鑑登録履歴		10/15	開示		市民課
32	10/9	開示	平成 19 年以降の印鑑登録証明書の交付履歴		10/22	部分開示	不存在	市民課
33	10/10	開示	平成 24 年度宮崎市職員採用試験に係る集団面接試験、教養試験、個別面接試験、小論文試験の点数		10/18	開示		人事課
34	10/17	開示	平成 24 年度宮崎市職員採用試験に係る集団面接試験、教養試験、個別面接試験、小論文試験の点数		10/25	開示		人事課
35	10/17	開示	平成 22 年 4 月から平成 22 年 12 月までの住民票の写しの交付請求書一式		10/30	不開示	不存在	市民課
36	10/19	開示	平成 24 年度宮崎市職員採用試験に係る集団面接試験、教養試験、個別面接試験、小論文試験の点数		10/29	開示		人事課
37	10/19	開示	平成 24 年度宮崎市職員採用試験に係る集団面接試験、教養試験、個別面接試験、小論文試験の点数		10/29	開示		人事課
38	10/26	開示	平成 24 年度宮崎市職員採用試験に係る集団面接試験、教養試験、個別面接試験、小論文試験の点数		11/2	開示		人事課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
39	10/30	開示	老人医療診療報酬明細書 平成12年1月～平成19年8月		11/5	開示		国保年金課
40	11/13	開示	要介護認定に係る主治医意見書		11/13	部分開示	第15条第3号	介護保険課
41	11/15	開示	家屋評価図面		12/4	開示		資産税課
42	11/15	開示	〇〇自治公民館の敷地に係る 固定資産税の減免申請書		11/16	開示		資産税課
43	12/3	開示	平成23年11月～平成24年12月にかかった医療機関名、医療費の額、自己負担額の分かる資料		12/10	開示		国保年金課
44	12/6	開示	財団法人佐土原町土地開発公社と 交わした土地売買契約書		12/10	部分開示	第15条第6号	佐土原・地域総務課
45	12/18	開示	平成24年8月1日～平成24年12月18日現在までに交付された住民票、所得証明書の交付申請書の写し		12/20	不開示	不存在	佐土原・市民福祉課
46	12/25	開示	要介護認定に係る主治医意見書		12/26	部分開示	第15条第3号	介護保険課
47	12/28	開示	要介護認定に係る主治医意見書		1/8	部分開示	第15条第3号	介護保険課
48	12/28	開示	予防接種台帳		1/8	不開示	不存在	健康支援課
49	1/28	開示	宮崎駅東通線道路改築工事に伴う借家人 移転補償書類		1/29	開示		市街地整備課
50	1/30	開示	医療費に関する情報 (平成24年1月～11月)		2/1	開示		国保年金課
51	1/31	開示	医療費に関する情報 (平成22年4月～)		2/13	開示		国保年金課
52	2/14	開示	財団法人佐土原町土地開発公社と交わした 土地売買契約書		2/19	部分開示	第15条第6号	佐土原・地域総務課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
53	2/18	開示	医療費に関する情報 (平成 24 年 1 月～12 月)		2/20	開示		国保 年金課
54	2/19	開示	医療費に関する情報 (平成 24 年 1 月～12 月)		2/22	開示		国保 年金課
55	2/22	開示	平成 22 年 9 月以降の印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行状況及び申請書類		3/8	開示		市民課
56	2/27	開示	平成 20 年から平成 25 年 2 月 27 日までの 住民票と戸籍に関する証明書の交付に関する書類		3/12	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
57	3/4	開示	家屋評価図面		3/5	開示		資産税課
58	3/19	開示	医療費に関する情報 (平成 24 年 8 月～12 月)			取り下げ		社会 福祉課
59	3/29	開示	受診履歴		4/8	部分開示	不存在	国保 年金課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日
条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号
宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る

公文書に限る。)の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方

公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

（公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に

掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）によるものとし、この条例は、適用しない。

（手数料等）

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第18条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）不服申立人及び参加人

（2） 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

（1） 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

（2） 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べるができる。
- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4

月1日)前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例(平成14年佐土原町条例第14号)及び田野町情報公開条例(平成14年田野町条例第34号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例(平成14年清武町条例第24号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成16年12月20日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第76号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第3号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日条例第53号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号
平成21年 3月30日規則第10号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）

（2）公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）

（3）公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）公開請求の年月日

（2）公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（3）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（費用負担）

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。
（諮問をした旨の通知）

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第9号）により行うものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 公文書の公開の請求及び申出の状況
- (2) 公文書の公開決定等の状況
- (3) 不服申立ての件数及びその処理状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」とい

う。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。		

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日
規則第29号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、不服申立人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（議事録）

第6条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

4 個人情報保護関係例規

(1) 宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日
条例第2号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第75号
平成19年3月23日条例第2号 平成21年3月30日条例第2号
平成21年12月25日条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。））であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関

する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求又は申出をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該個人情報を利用することに事

務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただ

し、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。
(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人(以下「未成年者等」という。)の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号

に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (3) 本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、当該未成年者等の法定代理人に開示することが、当該未成年者等の利益に反すると認められるもの
(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場

合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条及び第26条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。
- 3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。
- 3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている

自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求の手続）

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

- （1） 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- （2） 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- （3） 訂正を求める部分及び訂正の内容
- （4） 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正決定等）

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうへ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- （1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- （2） 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第27条において同じ。）又は訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、又は訂正することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第26条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- （1） 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正請求者（開示請求者又は訂正請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、不服申立てに係る事件に関し必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（委任）

第30条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（是正の申出）

第31条 何人も、自己に関する個人情報を実施機関が第7条又は第8条の規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に申し出なければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正を求める取扱い及び是正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第13条第2項及び第14条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理をしなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により処理をしたときは、是正の申出をした者に対し、速やかに当該処理の内容（是正の申出の趣旨に沿った処理をしないときは、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

（手数料等）

第32条 この条例の規定に基づく請求及び申出に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（苦情への対応）

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（国又は他の地方公共団体との協力）

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

（他の制度との調整等）

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正その他これらに類するものの手続が規定されているときは、その定めるところによる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

（施行の状況の公表）

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（出資法人の措置）

第37条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定

は、同年7月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の施行の前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

- 6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。
- 7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 8 前項に定めるもののほか、編入の前日に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。
- 10 清武町の編入の前日に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月30日条例第 2 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第37号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第 9号
平成21年 3月30日規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 電子計算機処理の状況
- (3) 目的外利用等の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第31条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 戸籍の抄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書
(様式第5号)

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書
(様式第6号)

(3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書
(様式第7号)

2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。

(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書（様式第11号）によるものとする。

（訂正決定等の通知）

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書（様式第12号）

（2）個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書（様式第13号）

（3）個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第12条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第16号）により行うものとする。

（是正の申出等）

第13条 条例第31条第2項第4号の規則で定める事項は、是正の理由とする。

2 条例第31条第2項の規定による申出は、個人情報取扱是正申出書（様式第17号）により行うものとする。

3 条例第31条第5項の規定による通知は、個人情報取扱是正内容通知書（様式第18号）により行うものとする。

（費用負担）

第14条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。（公表の方法）

第15条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）個人情報の開示及び訂正の請求状況

（2）個人情報の開示決定等及び訂正決定等の状況

（3）不服申立ての件数及びその処理状況

（4）個人情報取扱いの是正の申出及びその処理の状況

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第16条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)
- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和59年規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

	区分	金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額

公文書の写しの送付に要する費用	郵便料金相当額
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。 2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。 	

様式第1号～様式第18号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日
規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、不服申立てに関する審議をするとき及び審査会が特に必要と認めたときは、非公開とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。